

1. 令和6年第3回郡上市議会定例会議事日程（第3日）

令和6年6月18日 開議

日程1 会議録署名議員の指名

日程2 一般質問

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。（17名）

1番	北山浩樹	2番	大坪隆成
3番	有井弥生	4番	和田樹典
5番	みずのまり	6番	蓑島正人
7番	池田源則	8番	池戸郁夫
9番	山田智志	11番	長岡文男
12番	田代まさよ	13番	田中義久
14番	蓑島もとみ	15番	森藤文男
16番	原喜与美	17番	野田かつひこ
18番	清水敏夫		

4. 欠席議員は次のとおりである。（1名）

10番 本田教治

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	山川弘保	副市長	置田優一
副市長	乾松幸	教育長	熊田一泰
市長公室長	河合保隆	総務部長	加藤光俊
健康福祉部長	田口昌彦	農林水産部長	田代吉広
商工観光部長	粥川徹	建設部長	三輪幸司
環境水道部長	遠藤貴広	郡上偕楽園長	成瀬敦子
教育次長	長尾実	会計管理者	中山洋
消防長	兼山幸泰	郡上市民病院事務局長	藤田重信

国保白鳥病院事務局長

蓑 島 康 史

代表監査委員

神 谷 公 眞

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長

齋 藤 貴 代

議会事務局

議会総務課長

野 田 知 孝

議会事務局
議会総務課
係 長

三 島 栄 志

◎開議の宣告

○議長（森藤文男） おはようございます。

議員各位におきましては、出務御苦勞さまであります。

ただいまの出席議員は17名であります。本日の欠席議員は、10番 本田教治議員であります。定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付をしてありますのでお願いをいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（森藤文男） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、9番 山田智志議員、11番 長岡文男議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（森藤文男） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いをいたします。

なお、質問の順序はあらかじめ抽選で決定をしております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いをいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いをいたします。

なお、会議中、支障を来さないように、携帯電話をお持ちの方は電源をお切りになるか、マナーモードにさせていただくよう、配慮のほう、よろしくお願いを申し上げます。

◇ 有 井 弥 生 議 員

○議長（森藤文男） それでは、3番 有井弥生議員の質問を許可します。

3番 有井弥生議員。

○3番（有井弥生） おはようございます。3番 有井でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。

私にとりましては、初めての一般質問ということで大変緊張しております。郡上市議会議員となりまして、市民の皆様の負託に応えるために一生懸命頑張りたいと思います。新体制となられた山川市政に期待される市民の声も多く私は聞いておりますので、本日は市長の市政運営等につきまして、思いや意気込みなどをお伺いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、質問に入らせていただきます。私からは、大項目、郡上ゆかりの企業や人材の活用、またリモートワーク等多様な働き方の推進について、2点を質問させていただきます。

まずは、郡上出身者等郡上ゆかりの企業や人材のリスト化及び活用についてお聞きします。岐阜県では、清流の国ぎふゆかりの企業として、首都圏において岐阜県にゆかりのある企業であったり、岐阜県出身者が経営する企業等を登録企業一覧で公表しておられます。主な役割としまして、岐阜県の情報や魅力を広く情報発信等するものです。

今回は、県の取組を一例として紹介したままで、こうした仕組みをつくってほしいという意味ではありませんけれども、郡上市では郡上出身者が経営する企業をはじめ、ゆかりやつながりがある企業や人材といった情報の集約や活用は行われているのでしょうか。毎年、高校を卒業した若い人たちが市外や県外へ流出しております。大学等の高等教育機関がない地方都市の多くが抱える悩みでございますけれども、その中には全国、また世界で活躍していらっしゃる方もいらっしゃいます。東京郡上人会やふるさと定住機構等においては、そうした方々についての一定の把握はあるかと思えますし、個人情報保護の観点から活用については難しい部分もあるかもしれません。

しかし、郡上にゆかりがあり、思い入れがある企業等をリストアップし、これを活用することにより、企業誘致や企業版ふるさと納税、地域振興、交流の促進、また各種提携等、他方面への活用が期待できると思います。

市長は先日、大阪岐阜県人会や東京郡上人会において、郡上にゆかりや関わりがある方々とも交流を深められたと思います。私も郡上おどり in 青山や東京郡上人会に参加させていただきまして、市長が本当に多くの方々と交流され、精力的にトップセールスをされるお姿を目の当たりにしました。

以前にも、市長はトップセールスについてお話をされておられますので、ぜひゆかりがある企業をはじめ、郡上に関心を寄せる郡上ファンの企業等へもセールスをしていただきたいと思います。そのためにも、ゆかりのある企業や人材のリスト、こちらが有効になるのではないのでしょうか。リスト化につきましては、手間はかかりますけれども予算はなくてもできます。いずれこのリストができて、大きな市の財源確保につながる可能性もあると思います。

こうしたことから、企業や人材情報の集約やリスト化を行い、市の各課と共有され、市政の各種事業へ活用や展開されることを提案いたします。市長のお考えやトップセールスに係る意気込みをお伺いします。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 有井弥生議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 3番 有井議員の御質問にお答えをさせていただきます。

今おっしゃってくださったように、郡上はたくさんの諸先輩方、そして現在も若者をこの郡上で

育て、そして学問をつけ、市外へたくさんの人を送り出してきました。その方たちは市外で、これまでもたくさんお会いしましたが、大変御苦勞された中ですばらしい会社を起こされたり、その各地域での中心的な人物として御活躍をしておられます。

この就任して2か月、関西の岐阜県人連合会、大阪岐阜県人会、京都岐阜県人会、また東京の郡上人会と、私が行ける限りの場所へ顔を出させていただき、そしてその中で、郡上のこの地域から御出身なんですね。岐阜県のここですかという、そういう方とお会いしました。その皆様が、郡上に対しての思いは大変いいものがあります。これは郡上の先輩方がつくってこられた、この郡上という立派な市、それに対して県内の御出身の方が高い評価をいただいているという具合に考えております。

そういった中で、郡上の出身以外でも多くのファンの方もおられ、そういった方とこれからどういうお付き合いをしていくかということに関しては、大変有意義な御質問をいただきました。これまでも経営者が郡上市でおありで、そして郡上に対して大きな貢献、寄附、また人材的な活動をしてくださっておることは承知のことです。そして、そういう方はこれからもふるさと納税、そういったことを通じて活躍、御貢献いただけるものと思っております。

市がこれまでやってきたこの事業の中に、こういった外部の方、応援団、これを取り込むということは、現在の郡上市にとっては大変大きなことでありますし、その意味で私はトップセールスということを申しました。郡上市の責任者が各地へ顔を出して、そしてお話をして、郡上のことを理解していただき、またそれが次の交流につながるということは大変重要だと思っております。

現在、個々の事業者、また郡上、岐阜県出身の県外に御在住の方のリストにつきましては、それぞれの部、課で把握しているものがあります。ただ、有井議員のおっしゃったように一括したリストというのは現在作成してありません。そのリストにつきましては、個人情報の観点から目的外で使うということが制限されるものがございますので、またこれから先、そういった関係の方々にお願いをして、郡上市として一元化したものとして取り扱ってよろしいかということもお聞きした上で、そのリスト作成の方向も検討させていただく一つの課題であるという具合に考えております。

このトップセールスという点につきましては、さきの郡上おどり in 青山、先方の外苑前商店街のこれまで御苦勞していただいた皆さん、また港区の赤坂支所の責任者、そして武井区長、次期区長様、皆様とお話をすることがございました。その中で私は、そういった中心メンバーだけでなく、踊りが終わった後、外苑前の出口を出られる皆様のところへ私は行って、一人一人に頭を下げお辞儀をして、どうも今日は来てくださってありがとうございます。私は郡上市長でございますということを、お一人お一人に30分ほどやってまいりました。

有井議員も今回は一緒に行っていただいて、郡上市の議員ですという立場でのお話をさせていただきました。これは、市長、議長、そして議員、それだけで拡大していくものではないと私は思っ

おり、当然市長としてのトップの仕事は必要だと思いますが、郡上市民お一人お一人がそれぞれがトップセールスという気持ちを持っていただいて、御親族、御友人、そういった郡上から外へ出られて活躍しておられる人も含めて、一緒になってやっていく、市だけの仕事ではなくて、やはり市民一人一人が市と一体となってやっていただくというお気持ちも持ってほしいと思っております。

今回、御指摘いただきましたこのリスト化というものについては、前向きに検討させていただく課題だと思っております。関係部局と相談をいたしまして、こういった方向のリスト化が、先ほど申しましたように情報公開の点から問題ないかを確認しつつ、そういった方向で進めるということも一つだと思っておりますので、今回の御指摘、誠にありがとうございました。

以上です。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 3番 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 御答弁ありがとうございます。ぜひ情報を、リストを一元化していただいて活用されることを願っております。

また、お話いただきましたトップセールスにつきましても、市長のみならず市民の皆さんもどんどん広げていただき、これから成果が出てくることを期待しております。ありがとうございます。

続きまして、小項目の中学生のキャリア教育等への活用について、キャリア教育及びUターン促進の観点から熊田教育長にお伺いします。

現在、中学生の勤労体験学習や会社見学は、主に市内企業において実施されております。こちらも地元企業や仕事を知る大変貴重な経験であり、郷土愛の育みやキャリア選択に生かすとても大切なことかと思えます。今、すごいスピードで仕事や働き方についてはどんどん変わってきております。郡上市の子どもたちの未来を見据え、将来選択の幅を広げるために、県外や市外にある郡上市にゆかりのある企業等への見学・研修また職場体験の活用を提案いたします。

例えば、先ほどの話から東京にあります郡上にゆかりがある企業に中学生、仮に中学生としますが、見学に行くとしてします。数年後にその企業で働きたいと考える生徒が現れ、そのときに既に郡上市がリモートワークやテレワークができる環境を整えていれば、その方については郡上に住みながら都市部の仕事をすることができます。また、郡上出身の社長の話を伺えるということは、地元の先輩としてロールモデルとか憧れ、そういったことにつながりまして、子どもたちの将来の職業選択や働き方の選択肢も広がっていきますし、何より郡上市の課題であるUターンの促進にもつながってくるのではないのでしょうか。

中学校では、東京研修と修学旅行が復活してきているとお聞きしております。勤労体験学習では、やはり全員となりますと移動手段などの課題もあるかと思えます。まずは、東京研修・修学旅行において、そのコースに郡上にゆかりがある企業を優先して入れていただくことはできないでしょう

か。また、郡上市は東京都港区と長く交流事業をされております。熊田教育長は深く関わっておられるかと思います。小中学生の交流の際、例えば郡上市の中学生が港区の区内企業で体験学習をされる交流活動において、郡上市にゆかりがある企業を見学いただければと思います。

将来的に、全ての生徒たちの勤労体験学習、高校生の職場体験先として、ゆかりある企業へ展開していくことができるのではないのでしょうか。もちろん、これには先ほどのリストアップされた多くの受入企業が必要だと思います。今すぐの実現は難しいかと思いますが、熊田教育長のお考えをお伺いいたします。お願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

熊田教育長。

○教育長（熊田一泰） キャリア教育は、進路指導だけでなく、自らの生き方を考える生き方教育とも言われます。郡上市が力を入れている郡上学も、単にふるさと教育にとどまらず、これからの郡上市の在り方や自らの生き方を考える生き方教育の部分も大切にしています。

有井議員が言われる市外や県外の郡上にゆかりのある企業などでの学習は、その会社をつくられた人や、そこで頑張ってみえる人々の生き方を学ぶ意味でも価値のある学習であると考えます。議員の提案では、各中学校の東京研修や教育委員会の行う東京都港区交流で郡上にゆかりのある企業を優先して研修先にできないかということであります。修学旅行などの学校行事について記載されている、中学校学習指導要領解説特別活動編、学習指導要領というのはこういうもので、小学校、中学校別にありまして、それが例えば小学校の算数であるとか、中学校の特別活動であるとか、非常に詳しく目的や内容や、それから留意点などが記載されています。

その特別活動編では、協力してよりよい学校生活を築くための体験的な活動を通して、集団への所属感や連帯感を深め、公共の精神を養いながら特別活動で育成したい資質能力を育てることを目指すとあります。育成したい資質能力を一言で言えば生きる力ですが、多岐にわたって詳しく述べてありますので、今回は省略いたします。

特別活動の中の、修学旅行などが含まれる旅行、集団宿泊的行事では、平素と異なる生活環境にあって見聞を広め、自然や文化などに親しむとともに、よりよい人間環境を築くなどの集団生活の在り方や公衆道徳などについての体験を積むことを目指しています。そして実施にあたっては、学校の実態や生徒の発達段階などを考慮し、生徒による自主的・実践的な活動が助長されるように留意するとあります。

各学校は、これらの狙いや内容を第一に考えて、生徒の自主性を大切に行き先や活動内容を決めていきますので、教育委員会が行き先を示すことは必ずしも推奨されるものではありません。実際に、生徒が自らの興味・関心を基に主体的に見学先を計画することはよくあり、過去にも食品関係に興味を持つ生徒のグループは食品関係の企業へ、マスコミに興味を持つグループはテレビ局など

を見学先に選ぶことができました。

そういう意味では、事前学習で郡上にゆかりのある企業を紹介することにより、生徒が主体的に選択することも可能になってくるかとも考えます。実際に、2年生のときに港区交流を体験した生徒のグループが、港区関連の見学先を選んだことはあります。郡上にゆかりのある企業に行くことが決して駄目なことではありませんので、そのような企業があれば、校長会等で話題にして選択肢の一つにしてほしいと考えています。

教育委員会が行う港区交流については、見学よりも人に会うこと、生きざまに触れることを大切にしています。そういう意味では、郡上にゆかりのある企業などが港区にあり、その体験がこれまで以上のものになると考えられた場合は、新たに体験先として変更していくことも可能であると考えます。子どもたちの心を動かすような感動的な体験になるかどうか、これからよく吟味してもらいたいと考えています。

私も議員が言われるように、郡上に在住しながら都市部の企業に勤めるリモートワークが進んだり、子どもたちの職業選択や働き方の選択を広げて、U I ターンの促進を促したりすることについては賛成であります。今はウェブ授業なども活発に行われていますので、各学校が行うキャリア教育に市外や県外の郡上ゆかりの企業の方々に登場いただき、生徒と交流を深めることもできるかと思っています。もちろん、郡上市内で働いてみえる方にも魅力的な方がたくさんみえます。これは既に来られていますが、直接学校で話をしていただいたり、ウェブ上で交流していくことなども、今まで以上に推進していけたらよいと考えています。

(3 番議員挙手)

○議長(森藤文男) 3 番 有井弥生議員。

○3 番(有井弥生) 熊田教育長、御答弁ありがとうございます。

主体的に選択する選択肢の一つ、またそういった人に会う生きざまというお話も伺いましたので、子どもたちの未来のために前向きに御検討くださいますようお願いいたします。ありがとうございます。

それでは、続きまして大項目 2 のリモートワーク等多様な働き方の推進について、お伺いいたします。

情報通信技術の発展等により、テレワークといった事業所への出勤を伴わない勤務が可能となり、自宅にいながら、もしくはサテライトオフィス等で働くことができるようになってまいりました。リモートオフィス環境が市内で増えることは、若い人や子育て世代等にとっても就業機会が拡大し、ひいては所得の増加につながると思います。また、市外企業が利用することによる企業のサテライトオフィスの誘致、市内企業につきましては柔軟な働き方による多様な人材の確保、こういったことが期待できると思います。何より、郡上市に在住する市民にとって勤務先や働き方の選択肢が増えるということは、この郡上市にずっと住み続けたいと思う要因につながるのではないのでしょうか。

このリモートオフィス環境を、市が主体的に整備して利用者や事業所が低負担で利用できるようにする必要があると思います。オフィスの設置先としては、廃校も含めた公共施設の空いているスペースを通信環境、モニター、音響設備等を整え、リモートワークスペースとして活用し、将来に向けた働きやすさなどの環境づくりを行うことを提案したいと思います。

このリモートワークができる環境を増やしていただくことにより、子育てや介護などしている方々も含め、市民がおのの自身の都合で働けるようになり、これによって市内事業者への就職も増え、かつ所得も増加し、市内経済の活性化につながっていくと思います。また、最初に質問しましたゆかりのある企業へのリモートオフィスの設置や仕事の切り出し、こういったことも依頼できるような好循環が生まれると考えます。もちろん、個人のスキルアップ、リスキリング、学び直し、そういった能力向上も人材育成の一環として行っていただければと思います。

市長は公約にて、子育て世代の若い人たちが働きやすい環境づくりを進めていくとおっしゃっており、こうした環境づくりについてどのようにお考えでしょうか。また、市長が考える子育て世代の若い人たちの働きやすい環境とは、どういったもので、どのように取り組んでいかれるのか、お考えをお聞きしたいと思います。山川市長、よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 3番 有井議員、どうも御質問ありがとうございます。

まず、テレワークの部分と、そして多様性のある働き方という2つに分けてお話をしたいと思います。

市内においてテレワークの現状につきましては、ハード面として既にこれまでの合併20年の中で、光ファイバーを含め、それぞれの御家庭にまでしっかりした通信網が整備をされました。そして、郡上八幡市内等では、御存じのようにHUB GUJO含め幾つかのそういうネット環境がしっかりしているという施設も整っております。しかし、残念なことに、現在、郡上市内の事業所においては、そういったテレワークということを採用しているというところは、あまり聞いたことがございません。これから市としてどう対応するか。

例えば、小売業しかなかった郡上に大きなスーパーが進出するということは誰も考えていませんでしたが、現在はそういったものができています。これと同じように、東京、名古屋、大阪等の大都会で行われている、いわゆるテレワーク、リモートワークというものが、やはり私は若い世代の手によってこの郡上にも必ず流れ込み、そして定着する時代が来るのではないかと考えています。

実際、私の知っているNTT関係の若者、ちょうど5月の連休に、HUB GUJOを1週間利用していました。彼は郡上八幡出身ですが、大変使いやすい環境できれいな吉田川が見えて、こんないい環境でできるんだったらもっと友人を呼びたいと言ってくれました。そういう意味でも、こ

れからのこのリモートワーク、有井議員が御指摘いただいた最初の御質問にもございますが、郡上市ゆかりの企業、そういうところにしっかりと働きかけて、まずは外からのリモートワーク利用者を増やしていくこと。そして、この市の事業所においても、リモートワークを始めたい、またどういった形でできるのかというところをこれから検討し、そして導入できるところは導入していくべきではないかと考えておりますが、それにはいろいろ雇用対策協議会等も通じて、これからの検討課題とさせていただきたいと思います。

また、この若い世代の働きやすさの環境整備という点では、もう有井議員、一番お得意なところだと思います。既に国のほうでは、雇用失業保険の期間中に一定の国家資格を取れるような助成、そういったものが進んでおりますし、そして県のほうではワーク・ライフ・バランス、こういったことをしっかりと推し進める企業にとって、エクセレント企業という認定を出しています。こういった国、県の事業に加えまして、郡上市でも社協を通じて10分の10の補助で、特に今必要とされている介護職員、これを育成するためのヘルパー2級程度のものではありますが、そういった事業を10分の10補助で実施しているところです。

有井議員のおっしゃったように、例えば子育て中に仕事をしていただければ、これは一番ありがたいと思いますが、リスクリングの観点からもそういった期間を利用して、新たな資格を取得できるような、そういう方法もあるということを今考えさせていただきました。こういったことが実現できるように、関係部局とも相談をいたしまして、若い世代の子育てが終わった後、その資格を使って新たな就職先、そして郡上の仕事が発展するというような方向を一つは考えるべきだろうという具合に思います。

また、これまでずっと1週間、工期が迫ると働き続けておられた建設業、これも御存じのように、週休二日を取る企業が増えてまいりました。やはり世の中の習性というものがこれに関係しておりますし、これからは週休二日、さらには公務員の三日休みというようなところもありますが、これはすぐできるものではございませんけれども、そういった休暇を取る中で、御自分の仕事も進めてもらうということが必要です。

現在、市のほうでは雇用対策協議会のほうで働きやすい環境づくりということを進めて、市の業者をお願いをして企業の福利厚生であるとか、職場環境の見直しということを進めております。やはり市単独でできる事業ではございませんので、市内の事業所と一体となって、こういった有井議員のおっしゃるような働きやすい環境づくり、その整備ということを進めなくてははいけません。先進的な地域、そういったところの視察もこれから必要になると思います。そういう中で、議会の皆様とも一緒になって、何が郡上市としてできるのか、執行部としても各部局と相談をしてまいりますが、またこういった機会に先進事例があれば、ぜひお伝えさせていただきたいと思います。

また、特に働く世代にとりましては、お子さんを夕方迎えに行くということが、前の私の職場の

郡上市民病院でも多々ありました。そのためにフルタイム、場合によっては就業後までの時間延長、これができないということがございましたので、前日置市長が力強く進めてこられました大和の小学校に併設された郡上子育て活動拠点事業、そういったいわゆる学童保育のようなもの、これをさらに強化していく必要があると考えています。それには、そういったお子様を見ていただけるための保育、学童関係のお仕事をしていただく方が必要となりますので、そういった方の育成、そういう方の就業していただく環境整備というのをこれから進めていく必要があると思います。

まだ私は市長就任2か月でございますので、絶対これということは申せませんが、今有井議員のおっしゃってくださった、特に若い世代に対しての働きやすさの環境の提供ということは、これは必ずやっていかないとこれからの郡上市の人口ピラミッドの地盤、底を支えてくださる世代が増えることにはつながらないと思いますので、これからいろいろなことをしっかりと自らも学び、そしていい事例は取り入れるということを行ってまいりたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

(3番議員挙手)

○議長(森藤文男) 3番 有井弥生議員。

○3番(有井弥生) 山川市長、御答弁ありがとうございます。

本当におっしゃるとおり、この働きやすさというか、環境づくりというのはいろいろな課題もございます。そういった中で、今市長がお話しいただいたことに、一つずつ取り組んでいただければと思います。リスキリング、こういった教育関係についても国も後押ししておりますし、私も関心がございますので今後も注視していきたいと思います。

小項目2の、港区の自治体連携によるワーケーション促進事業への体験プログラムの参加について、こちらは時間の関係で、また次回以降質問させていただきたいと思います。

本日は、初めての質問で大変緊張いたしました。市長や教育長から本当に意義のあるお答えがいただけて、私としてはありがたい時間となりました。

以上で、私の一般質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

○議長(森藤文男) 以上で、有井弥生議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時20分を予定しておりますので、よろしくお願いします。

(午前10時06分)

○議長(森藤文男) 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前10時20分)

◇ 北 山 浩 樹 議 員

○議長（森藤文男） 1 番 北山浩樹議員の質問を許可いたします。

1 番 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） 北山です。議長から発言の許可をいただきましたので、通告に従い一般質問をさせていただきます。私も今回初めての一般質問となりますので、お聞き苦しい点があるかと思いますが、よろしくお願いいたします。

それでは、大項目といたしまして、公共交通機関問題解決に向けた取組、その小項目の中にあります、過疎地域等における公共交通の現状と今後についてお伺いをいたします。

公共交通機関の確保は、市の総合計画にも記載されている重要課題であります。公共交通の衰退は、市民が生活する上で重要な問題になっております。公共交通の確保と改善に関しては、国土交通省が地域公共交通活性化及び再生に関する法律に基づき、地域公共交通計画の作成や運用の手引きなどがあります。それらには、地域の特性に応じた生活交通の維持や快適で安全な公共交通の構築、地域公共交通ネットワーク形成に向けた計画策定等の内容が含まれております。

過疎地域の公共交通において、昨今ではライドシェア等のサービス提供を検討していくといった可能性がありますが、運用には様々な問題が存在し、まだまだ先の話かと思われれます。しかしながら、高齢化のスピードはとても速く、高齢者の免許返納などが急速に進むことが、当市でも容易に想定されています。

市内では、路線バスが廃止され、デマンドバスに切り替わった地域の方からは、利用に際し、ホームページを見ても利用方法が分かりにくい、運賃がよく分からない、病院等の利用時間とそぐわないといった声も多く耳にしています。また、現段階の公共交通が今後の生活において十分対応し得るのかという声も耳にいたします。

これはある北部地域、洞といわれるような地域の話ですが、義務教育を修了した子を持つ親御さんは、雨天や降雪時における学校の送迎や免許を持たない高齢の同居家族の病院送迎に係る問題を考慮し、勤務先を変更している状況があります。このような問題を解決し、家族が生活環境の変化に左右されることなく、郡上で働きやすく、洞といわれるような地域におきましても、地域の住民、これは子どもさんや高齢者を含みますが、その方が容易に市内に行き来できるような生活環境の整備というものは、働く親御さんの中において生活生産能力の向上、また子どもや高齢者が郡上で住み続けていくためにも必要不可欠であるかと思えます。

このため、以前はスクールバスの混乗利用等で地域公共交通の充足のため、スクールバスの活用が当市の一部でも実施されていたとお聞きしています。このような混乗可能な地区の拡大を市内に進めていくことはできないでしょうか。また、このスクールバスの利用方法については、今、皆さんのタブレットにあります3つのパターンがございます。

1つは今御説明した混乗化といって、スクールバスに地域住民が混ざって乗る方法。もう一つは乗り合いバスに子どもたちが乗る方法。ここに小さく文字が入っておりますけども、子どもたちは無料乗車券等を交付するような対応をとるという形になっております。もう一つは共用化といいまして、車両を共用し、スクールバスの利用時間以外に乗り合いバスとして運行する。このような方法がスクールバスの活用パターンには考えられております。もちろん、それぞれメリットとデメリットが存在し、運用する際には、次の資料をお願いします。

これは一例ではありますが、タブレットに表示されているような4つの問題点が考えられます。このような検討を行っていただき、各地域に適した公共交通の確保と改善策を講じる検討は既に行われているかと思いますが、ここに挙げた以外にも、各地域に沿った運用や利用促進するために必要な課題点を早急に明らかにしていただき、対処することが大切かと思えます。市として、どのような解決方法を、どのような時期に実施するのか、また何か別の方法等を検討しているのであれば、具体案や経過報告をお聞かせください。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 私のほうからは、まずスクールバスの混乗と共用化について答弁をさせていただきます。

市では、合併当初スクールバスの混乗ができる路線が3路線ございました。八幡地域の洲河方面、高鷲地域の切立方面、大小洞方面です。こちらは当時、交通機関のない地域であったため、住民のスクールバス利用を認めていたものです。ただし、現在では3路線につきましても、路線バスやデマンドバスなど交通機関がありますので、現在住民のスクールバス利用はない状況となっております。

質問のありましたスクールバスの混乗地域拡大につきましては、スクールバスを整備するにあたり、国の補助金を活用しており、補助金交付の対象となるのは義務教育である小中学生の通学のためにスクールバスを整備した場合であり、住民の混乗につきましては、条件を満たさないと補助金交付が認められません。条件につきましては、混乗するにあたっては、子どもの安全に万全を期すこと、登下校に支障を来さないこと、ほかに交通機関のない地域であることなどがあります。

現在、市ではスクールバスの運用ルートと他の交通機関の運用ルートが重なっており、補助金返還等の恐れがあるため、スクールバスの混乗化等の即時の対応は難しい状況であります。また、スクールバスを活用する際の問題点は、スクールバスはほかの交通機関と異なり、どうしても小中学生の利用が第一優先となります。警報時の下校や学校行事の優先等、急な運休や時間の変更など、運行時間が路線バスのように一定ではありません。小中学生が優先であるため、住民の利便性を考えた運行にお応えすることが難しい場合もございます。

次に、共用化についてでございますが、市では登下校以外の時間でも校外学習や学校行事、緊急の下校でスクールバスを活用していることと、プールの授業で学校から総合スポーツセンターまでスクールバスを利用している学校もあることから、安定した運行日、運行時間を確保することが難しいこともございます。ただし、スクールバスの利活用は当然検討すべき事項であります。公共交通の空白地が発生が予測される場合は、検討をしてみたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、私のほうからは公共交通の観点から御答弁を申し上げたいというふうに思います。

御質問のスクールバスへの一般住民の混乗であったりとか、共有化については今ほど教育次長の回答のとおりですけれども、ドライバー不足であったり、また人口減少、そして少子化、こういったことから公共交通を取り巻く環境というものが非常に厳しいものがございます。スクールバスを含めまして、これからも移送サービスを提供し続けていくためには、効率性の検討というものが必要になってまいります。

そこで議員の御提示いただいた乗り合い化というものがございましたが、これもその一つであり、現在一部の区域において既存の路線バスに生徒が乗車し、通学することができないかについて検討・協議を行っているところでございます。また、急激に進行する高齢化に対応するために、地域の皆さんのお出かけを支援するということが非常に重要なことであり、市民の皆さんの力を借りて運行する手法も必要であろうと考えております。

こうした考え方は、市の公共交通計画の取組の一つに掲げておりまして、このほかにも運行実態と利用ニーズに合った運行ダイヤの見直しといった取組も進めていくこととしております。例えば、30分ダイヤを早めることで高校生の通学利用が可能となったり、また高齢者の方の買物などの時間の都合がよくなったりするかもしれないといった観点から既存の公共交通を考えてみようということでございます。いずれにしても、それぞれの地域において公共交通の利用実態を確認しまして、国の制度変更や補助なども必要に応じて活用しながら、実効性のある取組を進めてまいりたいと考えております。

加えまして、市民の皆さんに公共交通を利用していただくための取組も必要かというふうに思います。御質問にあったように、利用方法が分からないであったりとか、またそもそも公共交通の仕組みを知らないといった方もあろうかと思えます。このため、免許を返納された方など御高齢の方に向けては、引き続き高齢者サロンなどにおいて乗り方教室を開催してまいります。交通事業者に対しては、市民の皆さんの利用促進につなげるための取組を支援してまいりたいというふうに考えております。

過日お認めをいただいた補正予算に計上した交通事業者実施事業補助金制度については、体験乗車であったりとか、路線のPR、運行情報のオープンデータ化などに活用できるものであり、交通事業者にはぜひこの補助制度を使って利用促進につなげてほしいというふうに考えております。

市では、利便性、経済性、効率性、持続性など様々な視点から公共交通について議論するため、公共交通会議を設けております。利用いただく地域の皆さんはもとより、交通事業者や学校、道路管理者、国、県など関係する皆さんの意見をお聞きしながら取組を進めてまいりますが、市民の皆さんにおかれても持続可能な公共交通であるために、普段の生活の中で積極的に公共交通を御利用いただけたらというふうに思います。よろしくお願いいたします。

(1 番議員挙手)

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1 番（北山浩樹） ありがとうございます。公共交通問題というものは、これからますます大きくなっていくと思いますし、高齢者の免許返納等については、先ほども述べさせていただいたとおりかなりのスピードで進んでいくかと思いますので、今後とも対応のほうをよろしくお願いいたします。

続きまして、小項目の2になります。夏季高温時における熱中症対策として、身体的安全確保の観点から、スクールバスの利用枠拡大等についてお伺いいたします。

昨今の外気温の上昇は、地球の温暖化等により急激に進み、問題視されています。外気温以外にも、道路・アスファルトの照り返しによる輻射熱は外気温をはるかに超える状況で、毎日の登下校で屋外にいる子らにとっては、時には生命の危険となり得る問題であります。このため、登下校中の熱中症対策として、スクールバスの利用を拡大し、気温上昇に伴うリスクを考慮した重要な取組を行う必要があると考えます。

スライドお願いします。ここに提示されておりますのは、文部科学省が提供する学校における熱中症対策ガイドラインの手引きにより、当市でも熱中症対策案として、暑さ指数や熱中症警戒アラートに準じて、学校長の判断に基づき、地域の気候や環境、児童・生徒の健康状態などを考慮して、徒歩通学の児童・生徒にもスクールバスの利用が実施されているとお伺いしております。

そこで4点ほどお聞きいたします。1つ目、昨年度の小中学校における熱中症対策やその実施回数。2つ目、熱中症対策で運用したバスの利用状況やその運用における問題点。3、市の熱中症対策に準じたガイドラインの有無について。4番、高校生に対しても小中学生同様の熱中症対策が必要であるとするが、どのような対策がされているのか、また検討されているのか。

この4番については少し補足をさせていただきます。高校生の対応というものは、市の教育委員会の管轄外かとは思われます。しかしながら、高校生というものは、学校や地域社会における支援がまだまだ必要な年齢であるのも事実かと思えます。これらを鑑みて、この先の未来の郡上市を担

う子らを守る観点等も含めて、今回この4番で高校生の話を出させていただきましたので、よろしくをお願いします。

以上4点について、御回答をお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えします。

1点目の、昨年度の熱中症対策のためのスクールバス利用実施回数につきましては、郡上市全体で1回でした。参考までに4年度では2回でした。

2点目の、利用状況についてですが、WBGT暑さ指数測定器で、31度以上のときに学校長の判断に基づき利用をしております。令和5年度では、徒歩通学の児童生徒30人が下校時に、令和4年度では2人が2回下校時に利用いたしました。

3点目の、市の熱中症対策ガイドラインにつきましては、市教育委員会独自のものではありませんが、県の熱中症対策ガイドラインがございます。県内小中学校は、県の熱中症対策ガイドラインを学校教育活動における行動の目安としております。なお、スクールバス運行に関して明記したものはありませんので、スクールバス利用については、行動の目安としている県の熱中症対策ガイドラインを基に対応しております。

参考までに、小中学校の登下校時の熱中症対策として、学校によっては塩分タブレットを持参、日傘の活用、リュックでの通学を推奨したり、下校時に先生が引率することや、下校の時間を遅らせ、暑さのピーク時での下校を避けることなど、学校ごとに対応しております。状況によっては引渡しを行う場合もあります。登下校の熱中症対策につきましては、スクールバスの利用以外にも、各小中学校で子どもの安全のため様々な対策をしているところでございます。併せまして、保護者の皆様にも御協力をいただいているところでございます。教育委員会といたしましても、今後も適切に指導をしてまいりたいと考えております。

4点目の、小中学生以外の高校生への熱中症対策としてスクールバスの利用ができないかという質問につきましては、保護者の皆さんが御心配に思われることや、高校生本人も厳しい暑さの中、通学する大変さなど、お気持ちは大変よく分かりますが、先ほども御説明させていただきましたが、基本的には小中学生以外は乗車することができない状況でございます。

徒歩や自転車通学の高校生の皆様には、厳しい暑さのときには無理をせず、既存の交通機関の活用や下校の時間を遅らせるなど、安全対策をしていただきたいと思います。しかしながら、教育委員会といたしましても、市民の皆様の利便向上等のため、今後とも公共交通機関を所管します市長部局と密接に連携してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（1 番議員挙手）

○議長（森藤文男） 北山浩樹議員。

○1番（北山浩樹） ありがとうございます。当市については、約40台のスクールバスを保有しておりまして、その維持費も相当額であるかと思います。併せて、今お話のあったとおり、子どもの状況また学校統合などで以前と比べ、学校や生徒を取り巻く環境も急激に変化をしてくていると思います。既存のスクールバス運用方法だけでなく、購入した車両等についても対応年数が経過してきたり、補助金等で購入した車両についても、既に年数が経過し、活用方法について制約がなくなっている車両もあるかとは思いますが。今あるバス資源を最大に活用していただきまして、既存のスクールバスだけでなく、地域の実情に合わせた運用方法を、ぜひとも検討していただきたいと思っています。

市長も就任後の挨拶で、子育て世代の時間、金銭の両面から支援していく。親が社会に出て働いてもらえるよう、小さなことから始めると述べられました。本日質問させていただいた内容は、公共交通やスクールバスの在り方について、早急な対応が、高齢者の免許返納や、子の送迎等に左右されない親の働き方支援、それと同時に子らが自分らでこの広い郡上市を自由に行き来することができる。それにより見聞が広がり、同時に市内全域に交友環境を構築していくことができる。こんなことが未来の郡上市を担う子どもの育成支援にもなるかと思います。市長の言葉にもありました、「小さなことから始める」、これをぜひとも進めていただきたいと思っています。

この公共交通問題に関しましては、本当に今、両、河合公室長、教育次長からお話があったとおり様々な問題があり、すぐに解決ということは無理かもしれません。実行錯誤が続き失敗することもあるかもしれませんが、何度でも見直しをしていただき、少しでも市民の利便活用の上昇につながるよう、問題を解決していつていただきたいと思っています。

両、御回答いただいたお二人からは、検討するという御回答をいただいておりますので、今後、状況や進捗状況もまた御質問させていただきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

今日はこれにて質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、北山浩樹議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時ちょうどを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

(午前10時42分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午前11時00分)

◇ みずの ま り 議員

○議長（森藤文男） 5番 みずのまり議員の質問を許可します。

5番 みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 5番 みずのまりです。通告に従い質問します。

不登校支援とスマイルについてです。

実は、不登校の子どもの保護者であるお母さんたちのグループがございまして、その集まりに参加しました。こうした自助グループが市民の間で自然にできること自体は、とてもすばらしいことだと思います。ところが、お母さんたちそこでどうしていたかということ、泣いていたんです。泣いていたというのは、文学的な表現ではなくて、文字どおり本当にリアルに泣いていたんです。ある一人の方が体験談を語って、みんなそれで共感して泣いて、また別の方が体験談を語ると、また共感して泣いてということを繰り返しているんです。大体その場に7人ぐらいお見えになったんで、7回以上はやっていたと思うんですけども、みんな泣いていると。何で泣いているのかということなんですが、お母さんたちに聞くと「安心できる場所がない」って言って泣いているんです。これが一リニューアルした大和小が開校して数日後の出来事でした。あのきらきらした大和小が開校した一方で、不登校の子どもの抱えるお母さんたちが集まって泣いているという、そういう話です。

さて不登校ですが、御存じのように令和4年で約29万9,000人、そのうち90日以上欠席は約16万5,000人です。30万人の不登校がいて、そのうち半数以上が全く来なくなっちゃったってことです。こちらのグラフを御覧ください。これは文科省のものなんですが、似たものを何度か御覧になったと思います。平成29年付近から上昇を始めます。この平成29年というのは、教育機会確保法が施行された年でもあります。また令和2年、ぐんと伸びますが、この年の3月に緊急事態宣言が発令されました。コロナですね。

不登校が劇的に増えた理由というのは様々議論されていますが、その背景として義務教育に関わる新しい法律ができたこと。そして国民のライフスタイルに根底から覆すパンデミックがあったということは見逃せません。ところで、この教育機会確保法ですが、不登校の支援のあるべき姿を法的に位置づけたものとしては画期的だったと言えます。特に、不登校は誰にでも起こるものであり、それ自体が問題行動ではないとした点は各方面から高く評価されています。不登校になっても別に悪くないよということですね。

支援のあり方も、登校することを目的としない学校以外での様々な場所での学習が認められました。これも重要な点です。つまり、スマイルのような支援教室、そのほか自宅で休むことやオンライン学習、民間のフリースクール、こういった教育の場が持てるようになったのも、同法律があるからこそ可能になりました。不登校の支援において最も基本的で最低限必要な理念とそのあり方を説いているのがこの確保法です。だからこの法律、めちゃくちゃ大事なんですよね。

この次の資料を御覧ください。これは、文科省が出している法律を啓発しようとしているこの

リーフレットですね。続いてこちらを御覧ください。子ども向けのリーフレットもございます。これは東京都教育委員会のものです。最後は、これ支援団体によるリーフレットです。これも、大変分かりやすく法律を解説しています。相手の興味を引いて読ませようとしています。しかもその対象は、御覧になれば分かると思うんですけども、一般の方が読んでも分かるように、保護者の親御さんらへ向けたものだということも分かると思います。

それでは、非常に長くなって申し訳ないんですけども、本題に入りたいと思います。ちょっとお待ちください。

質問です。1、教育機会確保法の啓発、周知徹底と、同法に基づいた不登校支援についてです。当事者、職員の方も含めて関係者みんなです。みんなで不登校支援の基本方針って今どうなっているのか。教育の機会を確保するってそもそもどういうこと、みたいなことをしっかりみんなでシェアできていますかということです。

例えば、職員が研修において確保法の理念を学習する機会は今までに一度でもあったでしょうか。あるいは保護者への説明はどうしているのか。啓発リーフレットなどを使っていますかといったところです。例えば、子どもが不登校状態にあるかどうかに関わらず、お母さんたち保護者の方々に「不登校はもはや問題行動ではなくなったんですよ。別に後ろめたくないんですよ。なってもいいんですよ」とか、「不登校には誰でもなる可能性があって、たとえなったとしても別に心配しなくてもいいんですよ」とか、「自分が自分で安心できる場所を選んでいいんですよ」とか、そういったことが「誰かが勝手に決めているわけじゃなくて、ちゃんと法律で決めて守られているんですよ」といったような説明があれば、不登校に対するイメージ、不安や偏見、居心地の悪さは随分軽減されるんじゃないかと思うわけです。どうでしょう。ちょっと長くなったので、一旦ここで教育次長、お答えください。

○議長（森藤文男） みずのまり議員の質問に答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えいたします。

御質問にもありましたように、不登校の児童生徒が増え続ける中、不登校に対する不安や偏見などを軽減することは大切なことと思っております。そこで、岐阜県でも同法を基にしました具体的な方策に関わります研修は毎年開かれており、市の教職員にも研修の機会は確保されております。昨年度は同法を基に文部科学省より誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・COCOLOプランが示され、令和5年6月2日付で、郡上市内全ての小中学校に伝達し、校内でも共有するよう指示をしております。また、同法に関するパンフレットも、令和5年10月20日付で、市内全ての教職員に配布するとともに、各学校にてパンフレットを活用して、保護者への周知を指示しております。これからも、研修であるとか、周知については徹底し推進してまいりたいと考えてお

りますので、よろしくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長(森藤文男) みずのまり議員。

○5番(みずのまり) ありがとうございます。みずのまりです。5番 みずのまりです。ありがとうございます。

では質問を続けます。次は、適応指導教室スマイルについてですが、お母さんたちは施設の説明を十分に受けていないようです。ちょっとどういう意味なのか、分かりにくいと思うんですが、最初になんかペラッとした1枚のプリントを見たっていうんです。休みが続くと、最後の最後になって「じゃあ、スマイル入りますか」ってなるらしいんですね。

あるお母さんは、その様子を最終宣告と表現していました。休みが続いて、どうしようもなくなったら最終宣告を受けるみたいな。「ああ、スマイルついに来ちゃった」みたいな。行ってみるまで、そこがどんなロケーションで、具体的に何をするのか分かんないわけです。その間、説明とか面談とかありましたって聞くと、ないって言うんですね。何となくふわっと始まるらしいです。

このスマイルなんですが、何も説明がないとちょっと怖いイメージがあるんです。社会に適応できなくなった子どもの言葉遣いや立ち振る舞いを指導して、学校に戻しますというような構えなんですね。あるお母さんはこう言っていました。「学校が苦手で学校に行けなくなっているのに、学校にまた戻しますという。そういうふうに聞いちゃうと、もう脅迫的だと。行けるわけがない」物すごいプレッシャーを感じるわけです。これで、もし戻れなかったら私たちどうなるんやと。不安や孤独で頭いっぱいになっちゃうお母さんもいるんです。

ところがいろいろ話を聞いてみると、実はこのスマイルって、おおむね評判はいいんです。入ってみたら、なんかイメージが違うっていう。門構えは、適応力のない子は治します、みたいな感じなんですけれども、中の指導員の方はそうじゃないんです。そうなんだけれども、そうじゃないというか、子ども一人一人にあった指導をされているようなんです。恐らく非常によくできた方が北にも南にもお見えなんだと思います。なので、指導員の方っていうのは、お母さんたちから非常に信頼されています。

どういうロケーションで、具体的に何をするのかっていうのも、通っていくうちにだんだん分かってくるんです。遊んでいる子もいれば、勉強している子もいる、指導員がお母さんとか先生とはまた違った仕方で、言葉遣いとか身の振る舞いを自然に教えてくれる。それを見て、あっ、こういう場所だったんだと分かる。そうすると安心できる。行くのがちょっとずつ面白くなってくる。というわけで、スマイルはありがたい、スマイル面白い、ここなら行けるっていうお母さんもいらっしやいます。

ただ、そうなるまでに時間がかかる。理解してもらうまでに時間がかかるわけです。何でかって

いうと説明がないから。入級ですか、通室するまでに十分な情報を与えられてないんです。誤解や不安を抱えた状態で利用することになるんです。これを見てください。各務原市の支援センターのパンフレットです。これ、デザイン的には白いんです。お役所っぽい、そっけないものですが、必要最低限の情報は載っているんです。通室までの流れ、見学・相談・面談があるよ、その後に申し込みだよ、集団活動もするよ、自分で決めた勉強に取り組むよ、1週間のスケジュールこんなふうだよって具体的に写真もあって説明していますよね。分かりやすいわけです。説明しようとしてるわけです。

これが、郡上市ですね。次のリーフレットですけれども、これはほかにもあるかもしれませんが、とにかく説明が薄い。説明が不十分なままだとどうなるかっていうと、不登校になったから特殊な施設に入れられたみたいなイメージになるんです。適応指導という言葉もものものしいです。例えば、各務原市のように教育支援センターでもいいし、子ども支援教室でもいいのではないのでしょうか。そうしろとは言わないんですけども、何が言いたいかというと、つまり利用する前になるべく不安や誤解を与えない、ネガティブなイメージを持たれないようにすることが、まずは大事ではないかなと思うんです。

それで次の質問です。保護者、利用者が不安を感じないための説明が不足しているんじゃないでしょうか。いかがでしょう。次長、お答えください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、お答えいたします。

教育支援センターの活動の一つとして、適応指導教室スマイルがございます。通称をスマイルというような形で名称は使っております。ここでは何らかの理由で学校へ行けない子どもたちの居場所として、様々な活動を指導員と行っておるというようなところで、今議員が御紹介いただいたとおりでございますが、北部については旧南小学校校舎、南部は郡上八幡青少年センターで開設しております。

学校の授業日には学習、読書、工作などの活動を自分のペースで行っております。また月に一度調理実習を行ったり、仲間がいるときはバドミントンなどの運動も行っております。保護者、学校と連携を図りながら、様々な活動を通して心身の安定を図り、社会に適応できる力を身につけ、徐々に学校に戻れるよう支援をしておる状況でございます。昨年度は26人の児童生徒が通室しておりましたし、今年度は南部・北部を合わせて18名の児童生徒が通室しております。現在、利用を考えておられる保護者の皆様も24名お見えになります。

スマイルの保護者、児童・生徒への説明についてでございますが、新学期のスタート時にスマイルの御案内を全家庭に配布しております。このチラシにつきましては、開設日や開設時間、活動内

容を加え、通室までの流れや学校との連携について、保護者の方に説明をさせていただいております。月に一度はスマイル通信を市内全小中学校へ送付しまして、スマイルでの活動の様子や予定を周知しております。学校では管理職をはじめ、全職員が目を通して、対象の保護者、児童・生徒に学校からもスマイルについて説明ができるよう、スマイル通信を送信しております。

なお、スマイル通信につきましては、個人情報の観点から、全保護者への配布は行っておりません。また、学校へ行きづらくなっているお子様の保護者には、市教育委員会や学校から適宜スマイルを紹介しております。この場合、本人、保護者の意向を十分尊重しております。見学でありますとか、体験を通してスマイルの活動方針内容について、理解を得てから通室の手続を行っております。

昨年度の広報郡上の教育委員会からのページ、凌霜でもスマイルをはじめ、不登校など多様な困り感を抱えている子どもたちのための取組について、市民に御紹介させていただいております。市のホームページにつきましては、スマイルの紹介を載せさせておりますが、議員御指摘のとおり社会的な自立であるとか、学校復帰といった保護者にとってはやや抵抗感のある書きぶりというところもありますので、今後につきましてはより詳細なチラシ等を添付するなど、保護者にとって分かりやすく、不安を少しでも軽減できる内容へ変更等を検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(5番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 5番 みずのまりです。ありがとうございます。以下の小項目の質問について、時間の都合上、割愛させていただきます。

ある元保育士さんからこれは聞いた話なんです、彼女がいた保育園である時期、意識革命が起こって、教育方針がガラッと変わったそうなんです。例えば、保育士はあくまでも子どもの援助に努める。困ったときにしか手を貸さない。子どもに指示や命令をしない。子どもが自ら動きたくなるような声がけをするといったことを、いわゆる子ども主体の教育、これを始めた。ある保育園が。

すると、子どもがめちゃくちゃ元気になったと。スーパーサイヤ人みたいな子になって出ていく。ところが、そういう子が小学生に上がると、不登校に突然なるっていうんです。保育士さん、「えー、何で」ってなるわけです。びっくりしてる。あんなに元気だった子が、そういう子に限って不登校になるっていうんです。これが、一人や二人じゃないらしいんですね。だから、ある小学校である子どもが不登校になりました。保育園どこだったって聞くと、「あ、あそこ、やっぱりね」とまで言われるらしいです。この保育士さん、めちゃくちゃ悔しいと泣いていました。ベテランなんですね、この人。

実際に聞くと、自助グループの何人かは、本当に同じ保育園の子どもでした。すごくないですか、これ。どうですか。市民の皆さんはどう思われますか。これは誰が悪いんでしょうか。保育園ですか、小学校ですか、先生ですかね、その上の教育委員会ですか、親や子どもが悪いんでしょうか、これはきっと誰かを批判したり、悪者にしても、恐らく何も変わらないと思います。これはみんなで、議員も執行部も、教育関係者の皆さん、保育者の方々みんなで郡上のみんなで取り組むべき問題ではないかと思います。市民の方々にも、どうか関心を寄せていただきたいと思います。これでこの件に関する質問は終わりますが、教育次長、最後に何かいいですか。ありがとうございます。

引き続き、次の質問に移ります。パートナーシップ制についてです。

今年4月、岐阜県パートナーシップ制度で宣誓した男性が関市に移住し、地域おこし隊に取り組むこととなり、話題になりました。岐阜県は、昨年9月からパートナーシップ宣誓制度を導入しています。これも話題になりました。また関市ですが、実は県より1年早く独自に導入しています。そうですね、これ。関市パートナーシップ宣誓制度。パートナーシップ宣誓制度ですが、日本は同性婚が認められていないので、自治体が独自に結婚に相当するよとした証明書を発行し、行政や民間において様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするものです。よく誤解されているのですが、制度といっても法的な根拠や強制力はありません。あくまでも社会的配慮であって、そのための社会の合意形成を促すというものです。

こちらを御覧ください。2015年に東京都渋谷区議会で初めて条例が制定され、以後全国の自治体に広がりました。2023年上半期で※238の自治体が導入しており、実に5,200組あまりのカップルに証明書が交付されています。これは日本の人口のカバー率70%を超えたと言われています。本来、LGBTの人たちを対象としたものでしたが、近年は事実婚のカップルにも利用されるようになりました。今後はもしかしたらですが、ヨーロッパのシビルユニオンのような新しい家族の形を模索する制度として進化する可能性もあるねと言われています。

長くなりましたが、そこで質問です。県パートナーシップ宣誓制度で宣誓したカップルが郡上市で受けられる控除はあるかというものです。それはどんなものでしょうか。ちょっと分かりにくいかもしれませんが、県のパートナーシップ宣誓制度でパートナーシップ宣誓したカップルが郡上に移住してきましたという、郡上の市民になりましたという前提です。制度を利用することで一定の公的サービスが受けられると言われています。しかし、法的なものではないために、自治体によって対応が様々です。

岐阜県のホームページでは、県内の自治体の対応が実はリストアップされているんですが、いま一度、改めて現状何ができて、何ができないのか、検討できる部分はあるかなど教えてください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

加藤総務部長。

○総務部長（加藤光俊） それでは、議員さんからも御紹介ありましたけども、県のパートナーシップ宣誓制度について少し御説明させていただきますけども、岐阜県では性別などに関わらず、互いに尊重し合える社会をつくることを目的として、昨年9月からパートナーシップ宣誓制度を導入しております。

当制度は法的に婚姻関係にないパートナーの関係にあるお二人が、県に宣誓書を提出し、県がそのパートナーを婚姻関係にあるものと法的に認め、受領書を交付するもので、その受領書を提出することで、行政や民間において婚姻関係に準じたサービスを受けられるということであります。対象者には同性カップルやLGBTQなどの性的少数者のほかに、事実婚の方も対象になっているということであります。

そこで質問の制度で宣誓したカップルで、郡上市で受けられる公的サービスということでありまして、県のホームページにも紹介させていただいておりますけれども、県の制度改正に伴いまして、公営住宅では入居申し込みの際に、県の受領書を提示したことで、お二人をいわゆる夫婦関係とみなして、同居家族の要件を満たすということとしてございます。公的に受けられないサービスは、健康保険の被扶養者や子どもの共同親権者、所得税の配偶者控除など、法的な婚姻関係が根拠とされているものにつきましてはサービスが受けられないということになってございます。

今後、検討できる部分の質問につきましては、多様性を認め合う社会づくりを進めることは大変重要なことと考えておりますので、他市の取組なども参考にしながら、関係部署とも連携し、宣誓者の方が受けられる行政サービスの拡充に取り組んでまいりたいと、かように考えております。また、受けられるサービスをまとめまして、市のホームページで公開するなど検討していきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

（5番議員挙手）

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 5番 みずのまりです。ありがとうございます。引き続き質問です。医療機関では、どんな社会的配慮が可能でしょうか。例えば、家族とみなされ面会できるよとか、病気の説明が受けられますよとか、そこはどうでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

岐阜国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（蓑島康史） それでは、私のほうからは医療機関における社会的配慮ということで、公的医療機関全体の話をしていただきたいと思います。

1つ目ですけれども、公的医療機関では、人命に関わるということから、家族とみなして病状説明、緊急連絡先指定など、全て可能としております。また、救急車の同乗でございますが、消防署及び

病院等では人命最優先ということで、こちらも可能としております。なお、市内の民間病院についても確認をしておりますが、同様に可能としているというような見解を各事務局長からいただいております。

2つ目の、共有してほしいという部分でございますけども、取扱いについての決定事項は各病院にありますけど、病棟運営委員会をはじめ、管理者会議、運営委員会などの、また電子カルテというのがございますが、電子カルテにおいてパートナーシップ制度の説明を掲載することなどにより、職員全体に情報の共有及び理解を深めることができるというふうに考えております。その他でございますけど、院内掲示も行うような方向で検討しております。

以上でございます。

(5 番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5 番（みずのまり） 5 番 みずのまりです。ありがとうございます。では、質問を続けます。教育機関、学校などにおいてはどうか。例えば、同性カップルが同居人として子どもを育てている場合、その子には教育権がございますから、学校には入学できます。ここまではいいのですが、同性カップルはその子どもの家族、保護者としてみなされるでしょうか。法的な根拠が必要な手続はともかく、日常的なコミュニケーションでの配慮は受けられるかどうかです。例えば、授業参観に来れるよとか、家族として送り迎えができるよとか、保護者として学校の敷地の中に入れるかどうかとか、そういったことです。そこはどうでしょうか。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） お答えいたします。

親権を持つ保護者やその子どもが承認し、学校がそれを承知していれば、パートナーが授業参観などの学校行事等に参加することは可能でございますので、よろしくお願いいたします。

(5 番議員挙手)

○議長（森藤文男） みずのまり議員。

○5 番（みずのまり） 5 番 みずのまりです。ありがとうございます。最後の質問です。では、公職に就いたとき、どのような福利厚生が受けられるでしょうか。ちょっと分かりにくいんですが、例えば郡上市の市役所の職員となった場合、既婚者と同等の扱いを受けるものなのでしょうか、福利厚生的に。どうでしょうか、お答えください。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、お答えをさせていただきますが、前提といたしまして、職員

の配偶者を対象とした手当、いわゆる質問の趣旨から扶養手当というところになろうかと思いますが、であったり、休暇の制度について同性カップルの場合の取り扱いはどうかというような御質問でのお答えでよろしいでしょうか。

郡上市におきましては、配偶者を対象とした扶養手当や休暇制度につきまして、その対象を配偶者のほか、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものもこの配偶者に含むということとしております。配偶者については、法的な婚姻関係を前提としておりますし、届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものについては届出をしていないだけで、届出さえすれば配偶者となる状態と解釈されておまして、つまり異性であることが前提とされております。

御質問の中に、同性婚が法的に認められないというようなこともありましたとおり、法的に婚姻関係が認められていない同性カップルはいずれにも該当しないことから、これら手当の支給や休暇の対象とはなっておりません。なお、このような取扱いについては、国家公務員に準じているところでございますので、よろしくお願いをいたします。

(5 番議員挙手)

○議長(森藤文男) みずのまり議員。

○5 番(みずのまり) 5 番 みずのまりです。ありがとうございます。昨今、LGBT 関連の問題点は、LGBT 法案などそうなんですけれども、世の中を非常に混乱させております。特にトランスジェンダーをめぐる問題では、逆に女性の機会を奪ってしまったり、公共の施設が使いにくくなってしまったり、社会に様々なそごを引き起こしています。

そんな中、このパートナーシップ制は、これも悪用されるとか、いろいろ問題は指摘はされているものの、比較的うまくいっているほうかなと思います。LGBT にもいろんな人がいて、テレビやネットで声が大きい人っていうのはほんの一部の人たちで、大多数の人は特別扱いしてほしいわけでも、目立ちたいわけでもなく、普通に静かに暮らしたいだけです。この質問でお伝えしたいことは、相手に動揺しないで、できることとできないことを切り分けて、パッと答えられることが、まずは大事なと思います。一番よくないのは、窓口に来ていただいて、「あっ、来ちゃった。ちょっと待ってください。困った。上の者に聞いてきます」みたいなことにならないように、しっかり対応できるかどうかだと思います。

今後、郡上は若い人たちから注目をもっともっと集めるようになると思います。また、郡上の中においても高鷲のように若い人たちが物すごいパワーで盛り上がっている地域もあります。内外から若い人たちの注目を浴びている状態です。こうなってくるとどうなるかというと、おのずと従来の価値観やライフスタイルに捉われない自由な生き方を求めるという人たちがたくさん増えてくるわけですね。

そうしたときに、マイノリティ属性を持っている人が、生きやすい、安心できる、そうであるこ

とで不利益を被らない、そういうような町であることが大事かなと思います。お答えいただき、ありがとうございます。途中でお見苦しい点をお見せしたことを陳謝いたします。

これで一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、みずのまり議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定いたします。

（午前11時34分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時00分）

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、みずのまり議員から、先ほどの一般質問において発言の訂正を求められていますので許可いたします。

みずのまり議員。

○5番（みずのまり） 5番 みずのまりです。先ほどパートナーシップ宣誓制度について質問した際、2023年上半期で制度を導入した時期帯が238と申し上げましたが、正しくはタブレットに表示されていた通り328の自治体となりますので、訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

◇ 清 水 敏 夫 議 員

○議長（森藤文男） それでは、18番 清水敏夫議員の質問を許可いたします。

18番 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 議長より一般質問のお許しを頂きました。18番 清水敏夫でございます。よろしく願いいたします。

通告に基づき、大項目で1つ、小項目で3つの質問をさせていただきます。

まずは、午前中には当選後、初舞台となる御三名の質問が行われました。どの質問をお伺いしてもお三方それぞれの視点から格調高い質問がなされ、堂々とした中にも初々しさもありながら、しかも頼もしい姿には本当に感動を覚えました。そして、遅まきながら私もその質問を聞きながら、学習をさせていただいたところでございます。私も1期目、もう20年前になりますけれども、とても質問の中身は今日のお三方には及びませんでしたが、なんかハラハラドキドキしたなということを今もよみがえってまいります。相変わらずハラハラドキドキではございますが、これより質問に入ります。

今回質問の大項目のタイトルは、大変失礼と思いましたが、どうする山川市長と預けさせていただきました。その点はお許しをいただきたいと思います。このタイトルは、前日置市長の時にも3回シリーズで質問した経緯がありますが、つまりは昨年大河ドラマでしたか、どうする家康を見ていまして、どうする、どうする、どうするとのその連打によりまして、家康が次から次との難題を、難題が生まれる中を家康はそれらの課題をクリアして、ついには天下人となり、もう260年もの徳川幕府を作る礎になったということは御承知のとおりだと思います。ですから、今回も新しき郡上市のリーダーとなられた山川市長への、どうする山川市長の思いは、必ずや当市の様々な課題、難題に対しても、あらゆる戦略を駆使されて、去る4月16日の臨時議会で所信表明されました、命を、郡上を、若者の未来を守る基本的な方針の下、誰もが安心して暮らせる郡上市を目指して、思い切った政策の展開で実現されることを期待して、改めましてどうする山川市長といたしました。よろしく御理解いただきたいと思います。

それでは、1つ目の質問に入らせていただきます。

郡上を守る、若者の未来を守るという観点から、去る4月25日新聞報道で当市も消滅可能性がある都市と指摘されました。タブレットの御覧のとおりでございます。公表したのは民間組織、人口戦略会議で、将来的に消滅の可能性があるとみなした744市町村、全国1,729自治体の約43%が発表されまして、岐阜県内では16市町村で、郡上市もその中に。その根拠はといえば、2020年から2050年の30年間で、子どもを産む中心世代の20から30代の女性が半数以下になるとの推計からだというふうに解説がありました。したがってその対策こそが、自立持続可能な郡上市となる唯一の施策であることは疑うまでもありません。そこで、市長さんには人口減少の最大の要因となる、当初の20代から30代の女性の推移などをお伺いできたらというふうに思います。

山川市長さんには、特に20代から30代の女性対策が消滅可能性都市から脱却して、自立持続可能性都市に転じるための具体的な施策を伺いたいと思います。施策というと公開できないと言われたらそれで終わりですけれども、あります。ぜひともお聞きしたいと思います。どうする山川市長。どうかよろしく御指導いただきたいと思います。

以上です。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 御質問の消滅の可能性があると言われる市区町村は、昨年12月に国立社会保障・人口問題研究所、以下、社人研と申し上げますが、発表いたしました地域別将来推計人口において、今ほど議員から御紹介がありましたとおり、2020年から2050年までの30年間に子どもを産む中心世代の20代から30代の女性が半数以下になると推計された市区町村を定義の根拠とされております。

議長の許可を頂きまして、タブレットに資料を用意いたしましたので御覧いただきたいと思ひます。

初めに、今出ている資料ですが、すでに皆さん御承知のことと存じますが、社人研の地域別将来推計人口による郡上市の人口推移となります。2020年の3万8,997人から、2050年には2万1,763人となり、30年間で44.2%減少すると推計されております。

もう1枚、資料を用意させていただきました。こちらは社人研の地域別将来推計人口から20代、30代の女性の人口推移をより詳細にまとめたものでございます。郡上市の20代、30代の女性は2020年が2,610人、これは実数でございます。そして、2050年の推計人口は1,121人となります。30年間で半数を超える57%の減少率と推計されたことで、消滅の可能性のある都市とされたものでございます。子どもを産む中心世代である20代、30代の女性の減少というのは、出生数の低下に直結をいたします。若者や子育て世代に選ばれるまちづくりが、郡上市の今後の人口減少を緩やかにする鍵の1つであろうと思ひますし、そのための施策を進めていくことが極めて重要であると認識をしておりますのでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） ただいまの清水議員の御質問につきまして、御答弁させていただきます。

今話がありました人口戦略会議、この中で消滅の可能性のある都市として郡上市はその1つとして指定されました。これは合併20年、清水議員も含めてたくさんの先輩方がいろいろな方策をこれまでとってこられました。郡上市のみならず、全国でこの傾向がとどまるところを知らないということが実態でございます。郡上市におきましては総人口の減少もさることながら、年少人口、また生産年齢の人口、この減少が問題になっており、そういった中で、先ほど御指摘いただいた20代、30代という、この女性の人口がなかなか増えてこないということが一番問題になっているのではないかと受け止めています。

若い人たちが安心をして郡上に住み、そして子育てを行い、この郡上で終の棲家として住んでいただける、そういう郡上市を目指すために、これまで前日置市長の下で各種の方策が練られてまいりました。子育てと仕事の両立をするための一時預かり、また保育の延長、放課後児童クラブ、さらには子育てサロン等、幾つかの方策が実施されたわけでございますが、やはりこの人口減少に歯止めをかけるということには至っておりません。

私が今回この郡上を歩いてお聞きした意見の中で、まず何ができるかというときに、大きなことではありませんが、この県下初のおむつのサブスクということを皆さんの御意見から吸い上げて実施したところなんです。これはそれほど大きな予算を要せず、少しでも子育て世代に貢献できないかと考えた結果でございます。

郡上ではたくさんの子どもが育ち、そして大きな夢を持って都市部の学校や仕事場へ羽ばたいて

いきます。その子たちが心の中に郡上市が本当に大好きだと、お父さんお母さんがいるこの郡上市へ帰ってきて、また仕事をしたいと思う気持ちを醸成するにはどうしたらよいか。現状の学校教育、これをもちろん続けていくことは大切ですが、その中に私は新郡上学ということを提唱いたしました。これも日置市長が郡上を愛する心を育む、郷土を知るという意味で、大変苦勞されて作り上げられた郡上学という一部門でございます。これに地域で子どもを育てる、親だけが育てるのではなく、やはり地域が真剣になって地元の子を育てるという、そういう協力が私は不可欠だと思っております。

その中で、先ほど教育委員会のほうには、ぜひ実学、実践を取り入れた郡上学ということを推進してほしいとお願いしたところです。座学である言葉、そういったものを中心と据えるのではなく、地域の方も巻き込んだ形での新しい郡上学、これは体に染み付いてくれるものだとは私は信じていますので、来年度からそういった新しいプログラムが動き出すことを期待をしていますし、またやっていかなければならないと思っています。

そしてもう一つ、これまで郡上が行ってきた、いや郡上に限らずそれぞれの公共団体が行ってきた施策は、良かれと思ってやっているんですけども、やはり今我々のこの世代が若者はきっとこうであろうという形で作り上げた施策が大半を占めています。私が今回出会った若い世代の中には、例えば、〇〇づくりのための補助、補助はいりませんという世代がありました。どうしてですかとお聞きしますと、報告をしたり、その補助をいただくと制限がかかって、自分たちのやりたいことがかえってできないと、そこまで言い切る世代があります。このため私はこういった若い世代、これから郡上を動かす世代が会議、そして市の委員会等に参画していただくことで、本当にその当事者である彼女ら、彼らが何をして郡上を動かしたいかということを知りたいと思っています。そのため市長公室にもお願いをして、各種の委員会には若い方をできるだけ取り入れてくださいということをお願いをいたしました。その中で若者はきっと自分たちのやりたい夢を話をしてくれて、そして私たちの世代にもこういうことがしたいんだということを伝えてくれるのではないかと期待しております。

また、今年度、第3次の総合計画に着手いたします。これまでも総合計画を行う際には、立案の際には年代別、目的別に郡上未来会議というのが数回開かれておりました。ただし、この未来会議というのは人数も多くございまして、皆さん御存じのように大きな会議になりますと、声の大きい人は出せますが、自分の思いを発することができない方がたくさんおられることも事実です。

このため、今年度新しくタウンミーティングという形で、多くても少なくとも、例えば10人の集まりでも結構です。市長、副市長が出向き、皆様のお声を伺うと、その小さなところから拾っていくという作業を実行していきたいと思っております。今回4月に私同様、議員の皆様も選挙というものを受けてこられました。選挙は大変ありがたい、自分のこれまでやってきたこと、自分の生き

方、姿勢を市民の人から反映していただくいい鏡だと思っております。この4年間は選挙というものはございませんので、こういうタウンミーティングでシナリオなしに直接お話を伺うということですが、一番市政がどのように判断されているのか、これを映すいい鏡だと思って実施をしていきたいと思っております。その中から、郡上市の若者の未来をどうするかという、何か方策が出てくるのではないかと期待をしております。

施策と言われますと、なかなか全国どこも困っていることでございますが、もう一つ私は、郡上市役所の庁内のこの雰囲気をも明るくしたいと思っております。まず、市長になりましてから、市長室の扉は常時開放しておりますし、本年度採用した職員をお昼にランチに招いて話をしました。彼女、彼らは大きな声で市長室で笑ってくれました。そしてこうなんですということもしっかりはっきり言える職員が採用されており、これからの郡上市の行政を任せるには十分たる存在であると確信いたしました。

そういう人間関係を良くしていくことと同時に、これからこの若者たち、そして女性、今までの政治に足りなかったこの2つの声を最大限に取り入れることで、何か新しいことが起こらないかということも期待しております。大人、年配の政治から、こういった若者の、女性の意見を最大限に取り入れる政治に転換することで、今までの流れを変えることができるのではないかと。これはその時その時に応じてまた考えていくことにはなりますが、そういった形でこの今期を経過を見つつ、そしていろいろな市役所の部局とも新しい、自分たちが想像したこともないような意見が出ることもあると思いますので、それに真摯に対応していくという、そういうことが私の今のところの施策でございます。具体的にはその意見を聞きながら、それを最大限に市政に取り入れるという形で進めていきたいと思っておりますが、これで答弁を終わります。ありがとうございます。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 山川市長にはありがとうございました。新しい視点での見地での取組については大いに期待をしたいと思っておりますし、我々議会もそのようなスタンスで進めていくべきかなということを痛感しました。ますます更なる御整備をお願いしたいというふうに思います。

それでは、2つ目に入ります。2つ目はやっぱり郡上を守る、命を守るからでございますが、八幡町小那比地区と野々倉地区を新たに結ぶ市道郵便坂線というのがございますが、当該地区市民の日常生活の安全確保に最も大切な路線と考えます。このテーマは一般質問でこれも2回目なんですけれども、1回目は2022年の6月定例会、2年前になりますが、日置市長に質問させていただきました。答弁では財源の問題とか、あるいは線形の問題とか広報の問題とかがあるので、なかなか早期には難しいというような判断の中で、要するに具体的な年次の明言はありませんでした。

でも現在、もう野々倉地区への道路は主要地方道美濃加茂和良線という、その主要地方道が唯一

の線なんですけれども、幅員も狭いこともあって、大雨が降ったりすると通路止めになるというようなことから、非常に心配をしておられるということも事実でございます。市道郵便坂線は野々倉地区の皆さんにとっては本当に命の道かなと。消防活動とか救急、あるいは緊急時の安全対策の上でも文字通りこれは1日も早い着工が必要かなというふうに思います。

今回、山川市長、就任間もないこの機にこの難題をお願いするわけでございますけれども、この難題を話そうかどうか迷いましたけれども、やっぱり山川市長の命を守る政策としては今しかないという判断の中で、心を震わせてあえて2回目の質問に踏み切った次第でございます。改めてもう一度、市道郵便坂線開設構想をどうする山川市長と尋ねるわけでございます。

そこで関係の部長さんには道路用地の確保の状況とか、あるいは新たな道路を開設する場合の線形等がもし分かればお知らせいただきたいと思いますし、市長さんには、就任間もない中で本当に現地等まだ不案内かとも思いますけれども、命の道である市道郵便坂線の推進について、今考えられるその戦略があったら伺いたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

三輪建設部長。

○建設部長（三輪幸司） それでは、お答えをいたします。

市道郵便坂線の概要についてでございますが、議長の許可を得まして図面を準備いたしましたので、タブレットを御覧ください。

市道郵便坂線は八幡町小那比・下川線と野々倉地区内の県道美並和良明宝線等を結ぶ計画延長約1.3キロメートル、道路幅員は4メートル、全幅は5メートルの道路となっており、予備設計時の概算事業費は約20億円程度かかるだろうというふうに見込んでおります。当該路線は小那比地区と野々倉地区の往来や、また県道を補完する重要な路線であるというふうに考えております。事業経過についてでございますが、地域の皆様方からの御要望を受けまして、平成27年度に道路の予備設計業務に着手し、事業に取り組んでいるところでございます。これまでに道路の詳細設計業務を終えまして、地域の皆様への事業内容の説明も終了しております。加えて当該道路に係る丈量測量、物件調査を行いまして、用地の買収並びに物件保証を終えた状況となっております。

進捗状況等につきましては以上となります。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 市道郵便坂線の件、御質問ありがとうございます。現在、道の概要につきましては担当部長の方からお話をさせていただきました。昨日、小那比の方にお電話を入れお話を伺いましたところ、30年来の希望の道であると。県道の美濃加茂和良線が狭隘な谷間を縫って走り、これ以上拡幅することが不可能であって、大水の出る度に洗堀ということで通行止め。先の大雨では道路が流れてしまって通れないという、本当に御不便なことをかけております。

先ほどお話しさせていただいたように、事業費は当初20億円と見込まれておりましたが、物価高騰があり30億円に近づくかもしれないという数字も出てきております。これまで郡上市が合併して20年の中で、用地の買収、そして丈量測量、設計まで済んでいます。この20億円から30億円という建設費用は都市建設部の1年間に行う事業量に匹敵するようになります。この道路をいかにするかはいつまでも先延ばしにすることはできない。それは30年の思いがこもっているからです。

今回、市長といたしまして小那比の方々には、羽佐古口からの県道改修が広がっている部分もありますが、清水議員御指摘の野々倉地区については大変御不便ということで、この高規格での道路は作ることはできないと思います。ただし、地元の方の生活道路になり得るような林道の舗装といったような、もう少し軽い形でこれに着工していくことは可能と考えます。着手の時期につきましては、郡上市の財政状況も勘案しながらですが、この野々倉地区を含めた小那比の皆様の熱い希望がありますので、それほど遠くない時期にそういった生活道路というような形での着工を一つは考えます。

議員も御存じのように、タブレットに郡上市の幹線道路ネットワーク構想を出ささせていただきました。当市の大きな目標として市の東側、東南部には南北に走るこの幹線ネットワーク構想が以前からございました。今、明宝畑佐から鹿倉、和良へと抜けております。この郵便坂の道も、従来からこの道はこれを抜けるだけでなく、小那比の一番奥になります杉坂を越えて下洲河へ抜けるという、その計画があったと聞いております。

市単独の事業としましては、先ほどお話ししましたようにあまりにも膨大な額に上がりますので、まずは現在の野々倉の方に御迷惑をかけないようにという思いで、清水議員の御指摘もあるように、遠くない時期に着工できるよう、またそれがこれほど高規格ではなく林道の舗装というような形で生活道路としてまずは通して、その後どうしていくかということとをさらに検討したいと思います。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） どうする山川市長と尋ねた甲斐があったような気がいたします。なかなか年次を示すのは難しい事業だし、市の建設計画とも財源とも選び合わせになるかと思いますが、本当にこれは長い間の悲願でございますので、そういう道がいろんなところには郡上市にはまだまだあると思いますけれども、やはりそこに住んでいる人たちのことを思えば、ぜひともこれは実践をしてやっていただきたいというふうに思いますので、ただいま山川市長から本当に市民のための、まずは道をやろうじゃないかということをおっしゃっていただきました。できるならばこの4年間でそういうことが目の前で見せていただければありがたいかなということとを、今日の場合はお願いをさせていただきながら、新しい希望を地域の方に、郡上のへき地に住む人の方々に光を与えて

いただいたかなという気がいたしますので、どうかその目標に向かって実現できますように御尽力をお願いしたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。ちょっと涙が潤んできましたけど、本当に気持ちはそういう思いでございます。ありがとうございました。

それでは、3つ目に移りたいと思います。3つ目につきましても、郡上を守る、命を守るという観点から、これは地域の本当に小さな地域の課題ではありますが、今回お願いをすることにいたしました。この場所は八幡町の有徳（旧棚井地区）というところの集落のことでございますが、今ほど写真を見ていただきましたが、棚井地区の集落の高台に神社と言われるほどの神社ではございませんが、小さな祠のあるお宮さんがございます。この神社の大杉が2本ばかりあるんですけどもかなりの大木になってまして、南からの台風はいいんですけども、東側を通過して折り返しの出し風のときには、もう根っこが張ってないものですからもろに倒れ込むと。そうすると、もう一つの写真を見ていただきますと、その下には棚井地区の集落がございますので、この集落の一番道路、山側にある家に倒れかかるというのが目に見えている状況がございます。

したがって、地域の方々も高齢化したし、我々でも何ともしようがないと、戸数も減ってきているし、でも、もしかの時にそういうことがあった時には、どうにもならんわいということもありましたので、先回はたまたま郡上市役所の担当課と郡上農林事務所の担当課の方々にも来ていただきながら、現場を見ていただいた結果でございますが、なかなか今の制度では厳しいのではないかなというふうなことでございましたが、やっぱりそこに人がお見えになったり、風が吹くたびにひやひやしているようなことではやっぱりこれはいけないというようなことも思いまして、これは何とか、ここでもまた、山川市長の命を守る施策につないでいただきたいという願望もございまして、今回、この御無理なお願いをするわけでございます。

制度的には、なかなか今、市の制度も県の制度もそういったものに着手するということがなかなか厳しいという話は、地元の方も周知はしてみえるんですが、何とか助けてもらえんやろうかなというような思いの中で、自分もその場に立たせていただいたときに、これは何とか公益の力で伐採をしていただくことができんかなということをお願いした次第でございます。そんなことから、市長には、部長には今までの状況も見ていただいておりますので若干の報告を兼ねていただきながら、市長にはどうかこれをやりましょうというようなことはなかなか言いづらいかもしれませんが、是非ともそんな方向をやっぱり示していただくことによって、この集落の人たちもやっぱり頑張って生活しようと、守っていこうよという気持ちになろうかなということを思いますので、そういったことも含めまして市長には英断をいただきたいと思っております。

以上から申し上げます。どうする山川市長、よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では私のほうからは、経過について簡単に説明させていただきます。

本年3月ですが、八幡町有穂の住民の方から、今議員の御紹介がありましたとおり、地元の白山神社の地内にあります杉について、市の事業を活用しての伐採除去の御相談がありまして、4月の25日に市の職員と、また県の農林事務所職員と共に現地立ち会いを行ったものであります。その場には清水敏夫議員さんにも地元の要望で立ち会っていただいたということでございます。

箇所につきましては、今議員のほうから御説明がありましたとおりでございますけれども、農林水産部では令和3年度に森林環境譲与税を活用しまして、生活保全林整備事業を新設をしております。集落近くの生活保全林の雪害及び風水害等に起因する倒木による集落等への被害を防止するために、生活保全林の整備を行ってきたところでございます。本事業の対象については、市内の民有林でありまして、倒木等の危険防止のために整備を必要とすると、市民の生命または財産に損害を及ぼす恐れのある生活保全上重要である森林集落や生活道路等、保全すべき対象に隣接する森林及び林縁からおおむね30メートル以内の森林を対象としているところでございます。

当地については神社地内ということで森林ではないということもありまして、生活保全林の整備事業の対象外であるということとを判断いたしまして、地元にもそうした説明をさせていただいたところでございます。加えて本事業については、森林環境譲与税を活用した事業ということもありまして、目的税である森林環境譲与税を地目と現況が山林ではない箇所に活用するということは、森林環境譲与税の目的から外するということもございまして、本事業の活用は厳しいという判断に至ったものでありますので、よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） 御質問ありがとうございます。棚井の在所は私も回ってまいりました。小久須見の新道ができるまで川向かいになりますけれども、旅館もあり大変、バス停もあってにぎやかだった様子があります。この議員御指摘の危険木はちょうどその在所の上のところ、落石防止のフェンスの上のところに立っておりますけれども、私通ったときはそれほど危険には感じなかったんですが、やはりかなり年齢を経ているために老朽化してしまったような木であるということは認識しました。

そのときに、今部長から申しましたように、今回この公金を支出する根拠というものを見つけることができません。そのため今すぐ処置をするということではできませんが、議員御指摘のようにこういった危険木というものは神社の木なども含めて、私有地内にも何本かあるという話も聞いております。個別案件に対してこの木はどう、こっちはどうするというのと判断するということの、これは市民、皆さんにとっての一律のサービスというわけにはいきませんので、もう少しこの全ての市内の状況等も勘案し、こういった危険木があれば公で処理ができるような事業を組むことができないか一度担当部局と相談をし、可能であれば来年度の予算に載せるということも進めてまいり

たいと思います。ただ、今の時点では、先ほど申しました公金支出の出せるものがございませんので、十分注意していただくということしかございませんが、前向きにはこれから検討していく課題であるという具合に承ります。

以上です。

(18番議員挙手)

○議長（森藤文男） 清水敏夫議員。

○18番（清水敏夫） 関係の部長様、市長さん、本当に誠意ある回答を頂いたものというふう踏まえております。確かに公金を使うということは大変なことでございますので、いろんな角度からチェックをしていただきながら作業を進めていただかなければならないと思います。その辺につきましては、今後とも御尽力いただきたいということを思います。

独り言として聞いていただければありがたいんですけども、ふるさと納税で日本一をとっておられる、2022年のふるさと納税日本一は、宮崎県の都城市、196億円という納税額を全国から集めておりますが、ここの予算は1,288億円で年間、令和4年度が、そのうち税収が203億円、寄附金が196億円ということは、郡上にしてみれば50億円の税金なら50億円ぐらいのふるさと納税による財源を作って、移住を特にやっているんですが、この地区は。だから移住者が2013年度に僅か1人だったというのが今は1,830人が移住してきたと。その目的は、やっぱり独自の給付金だそうです。

1軒あたり来れば、家族4人で来れば500万円まで出してやろうというふうなことで、移住者は増、鍵は財源と、独自の給付金で効果てきめんというようなことで、自主財源を確保するという一つの意味でも、この取組、ここ何が売れていたら、要するに宮崎牛と焼酎ですか、霧島酒造の焼酎を絞って、それを1万円から5万円ぐらいで売っているわけです。たくさんはないんです、メニューは。メニューはたくさんないんですがいろんなセットをして、黒豚もあるんですけど、宮崎牛と焼酎をセットにして、このぐらいのものをそろえると5万円とか、このぐらいのものだったら3万円とか、このぐらいのものだったら1万円とか、そういうことで全国からなんと196億円を稼いだと。ここも五、六年はそういう数字をやっているんですが、そういうことも含めながら、市長の頭にもあろうかと思いますが、こういうことに使ってやろうじゃないかということが可能であれば、やっぱりそういうことも一つの財源の確保の道かなということも思いまして、念頭にあろうかと思いますが、またそういう意味では郡上市も限られた財源の中でいかにそういう財源を求めていくかということもまた検討していただきながら、実際に進めていただくことによって、また見えない世界も見えてくるかなという気もいたします。どうかそういう意味では郡上市もまだまだこれからの郡上市だと僕らも思っておりますので、ぜひとも山川市長の手によって、若い人たちが本当に住んでもらって、それからこの郡上を守っていこうと、郡上で人生過ごそうよという時代になれることを1日も早く来ることをお願いしておりますので、どうか引き続きの御尽力を重ねてお願いした

いと思います。

全職員一丸になって、我々議会もやっぱりその上に向かって、前に向かって進まなければいけないと思いますので、どうか併せて御尽力をお願いしまして、今日の私の3点の質問について、ほとんど期待通りの答弁を頂いたかなというふうに思っておりますので、これからの御指導、御便達をよろしく願いまして、時間はちょうどになりましたので、私の18番の質問は以上で終わります。本当にありがとうございました。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 以上で、清水敏夫議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は13時50分を予定しております。よろしくお願いいたします。

(午後 1時41分)

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

(午後 1時50分)

◇ 長岡文男議員

○議長（森藤文男） 11番 長岡文男議員の質問を許可します。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） それでは、11番、通告に従いまして質問をさせていただきます。

市長さんにおかれましては、就任以来、非常に慌ただしく、また本当にお忙しい日々をお過ごしのことと思っております。新聞報道でありますとか、インスタを見ておったりするわけなんですけれども、本当に活発な御活躍をされておまして、私は市のホームページの中に、ようこそ市長室というそういったところがございますけれども、その中での市長の動きが書いてございまして、そうしたのを見てみますと、この2か月足らずの間に、事務所のいろんな会議はもちろんのことですけれども、県内の関係市長さんとの懇談であったり、また市内の企業の方とのそういった面談、市内企業の役員の方との面談、あるいは各地域の自治会長さん方との懇談とか、いろいろ本当にお忙しくされておるわけでございますけれども、そんな中で、いろんな皆さんが御意見を持っておられ、いろんな御意見を述べられておると思います。これ本当に、そういったことを対応していくということは本当に激務であるというふうに思っております。市長は本当に体力、精神とも非常に充実をされておると思いますけれども、十分お体には気をつけていただきながら、努めていただきたいというふうに思っておりますのでございます。

私の今回の質問は、大項目で市長の所信表明に対する質疑とございますけれども、これは単なる質疑にとどまらずに、方針や方策につきましてお伺いをしていきたいと思っておりますので、どう

かよろしく願いをしたいと思います。

まず1つ目に、諸課題をスピード感をもって強力に確実に進めるために行うこと、そのことの手順とか手法につきましてお聞きをいたします。市長は所信表明におきまして、早期に取り組む課題として、1つ目に若い人たちが郡上で働き、郡上で暮らし続けることができること、そういった環境づくりを積極的に進められていくと。

それから2つ目に、郡上市の経済、社会を中心的な立場から支えていただいている世代に対して、今後も郡上で働き続け、暮らし続けることができることに生きがいや誇りが持てるような施策や事業を推進していく。

そして3つ目には、年配の方が生きて、生きがいを持って安心して暮らし続けることができる地域づくりをしていくと表明をされております。

私は、この各年代ごとの課題を非常に的確に捉えられ、非常に素晴らしいお考えであり、私も一緒になってこうした課題解決に向かって力を注いでいきたいなというふうに思っておるところでございます。

そこで市長は、課題に向かって何度も言われておりますけれども、スピード感を持って取り組むということ。この4月の臨時議会におかれまして、副市長を2人体制導入されましたわけです。そして市長は、もう既に歩いて1万人以上の方の御意見を聞いたと言われております。今後はどのような形で意見を聞かれていくのか、また座談会みたいなことを地域でやっていくのか、いろんな方法があるかと思います。先ほどの18番議員の質問に重複する部分もあるかと思いますが、そうした手法、手段、そういった手順につきましてお話を頂きたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 長岡文男議員の質問に答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） ありがとうございます。まず私が繰り返しスピード感と申しました、このスピード感。今までスピードがなかったのかということの裏返しになるかもしれません。合併から20年を経て、私の拙い行政の知識の中の理解としては、1番目に行政改革がまいります。行政改革はお2人の前任をもって各振興事務所の整理、そして職員の削減、いろいろな組織の改変等で、非常にこれはスピード感を持った行政改革が進めてこられたと高く評価をしています。

次に来るのが教育改革だと私は思っております。教育改革は子どもを育てておられる親御さんだけではなく、学校という地域の中心になるこの組織、大きなものがございますので、いろいろな懇談、そして話し合いを重ねる中で、その地域の在り方を決定付ける大変な事業でございます。20年というこの時間を使って、明宝の小川地区として明宝の小学校とこの2つがまず解決され、その後、和良地区の西和良とのことが進みました。そしてつい先ほど大和という形が進んでおります。

教育行政改革が20年というものをかけて、この3つというのが早いのか遅いのか、これを私を含めて執行部、そして議員各位もそれぞれの思いがあると思います。ただし教育改革に至っては、子どもの数の減少が6年先まで小学校入学が読み取れるということがございます。そういう中で郡上市の教育に関する大きな計画で、どのように統廃合すべきかということも分かっているはずで、子どもに対しての最適な教育現場を与え、そして地域での学校の在り方を考える意味で、私としてはこの20年で※3地域というのは遅いと判断をしております。

このため、これまでもありますような計画を一度見直し、やはり最も減少が激しいところ、教育環境が整っていないようなところ、そういったところに対してまず地域の合意を取る。逆に市はできないところへ入って何度も懇談会を重ね、市職員の疲労ばかりでなく、時間がかかることをいつまでも進めるのではなく、やはり地域が御納得いただける、うちの地域は全面協力をして、住民と行政が一緒になってこの教育改革をしたいと希望される地区があれば優先してやりたいと思っております。それがスピード感を持つための2つ目。

3つ目は医療改革であります。医療行政改革は、皆さんも御存じのとおり市内に4病院、慈恵を入れますと5つになりますが、大きな医療機関がございます。それに、医師会に入っておられるクリニック、開業しておられる先生です。この開業の先生も徐々に齢を重ねられて御自分の診療所を維持することができなくなり、それは地域住民の大変困ったことの一つです。また、市の保有する2つの医療機関、そして残りの私立の医療機関も人口の減少という中で、大変厳しい経営環境に陥っていることが周知の事実です。これをしっかりと残していくためには、医療行政改革は一番最後に来る、命に直結する大変な作業でございますので、一概に一晩でできるようなものではありません。またこれと福祉、介護は連動しておりますので、そういった形でもう手がつけてなければならないことだと思いますが、総合計画の中で謳われた事項に関して、これまでの20年で医療機関に対して市が大きくコミットしたというところはあまり見受けられないように思います。私は医療人でございますので、そういったところは大学、また関係機関とも十分話をできるつもりでございますし、それなりの知識はあると思います。

そういったこの3つの行政改革を成し遂げるには、少なくとも今既に進んでいる行政改革を残して、残り2つは私のこの4年という在任中に少なくとも方向性をはっきり示して、郡上で安心安全に命を守るための行動としてやっていきたいと思っております。それにはタウンミーティング、先ほどお話ししましたが、そういったことを含め、大きな会ではなく小さな集まりで皆さんの意見を集約すること。そして、2人の副市長体制をお認めいただき、5月14日から始まっておりますけれども、今のこの1か月の経過としては、直接市長のところへ決裁を上げる前に2人のところでほぼ大きな事業を含めて方向性が決まっております。この3人は毎朝顔を合わせて、それぞれどういったことがあったかをお互いに情報交換しつつ、市の行政に当たるということをしておりますの

で、今まで以上にその決定のスピードは上がっていると考えております。迅速な処理ができるということで、職員のほうも相談にもよく来ているようですし、この効果はある程度進んでいると思いますが、これは1年たった段階で、また皆様からの検証を受けることになります。

こういったものも含め、この20年間に方向性すら示されていない案件が幾つもありますので、それについてこれをスピード感を持って処理をしていくということがまず第一。その後に新しい事業を展開していきたい、そういうようなことを思っております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 非常に力強いお言葉を頂いて、本当にありがたいというふうに感じておるところであります。

今お話がございましたように、タウンミーティングというお話がございましたけれども、そうした形で今まで以上に地域の皆さんのことを吸い上げていただけるのは非常にありがたいかなと思います。またそれを具体的に今年どういう形で進められるか、またそれが決まりましたら、また早速周知をしていただければありがたいなというふうに思っております。

そういったことを市民にとって非常にありがたいことだと思っておりますし、ただ、私は今までも思っておるんですが、そうした意見を頂いた後の市の対応なんです。まあ意見はいろんな形で吸い上げることができるかもしれませんが、でもそれをどのように処理して今どういう状態になっているかということがなかなか分かりづらい、そういった状態が続いております。市の執行部におきましては、こういった議会への一般質問であるとか、各委員会での協議事項、課題、また地域から出てくるいろんな要望や課題、こういったものを多分執行部のほうでは全て記録をされておると思うんです。細かく記録をされておるわけなんですけれども、その途中過程とかどう取り組んでいるのか、またどう協議されているのか、方向性が出たのか出ないのか、財源のめどが立たないのかどうなのか、そういったことが、職員の方々は本当にその解決に向けていろんな御苦勞をされているということは分かるんですけれども、なかなかその途中経過とか、そういったものが一般の方には報告というか、知ることができないということが多いものですから、多くの方は、市は何を言っても何も対応してないというふうに捉えられてしまいがちでございます。そうした途中経過なり報告なり、そういったことは市民の理解と協力を得るためには本当に必要なことではないかというふうに思いますので、可能な限りそういったことにも御配慮を願うとありがたいなというふうに思っております。

そこで私は、今、市長の方からスピード感を持って対応するということが本当にありがたいことでございますけれども、そうした新体制の中でこれからどう対応されていくかということで、少し

私が過去に一般質問をさせていただいた課題の中から、今まで前の市長さんなり執行部の方に御答弁いただいておりますけれども、市長が交代されたことによりまして、それがどう変わっていくのかということを、少し比較がしてみたいというか、比較しながら質問をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

市長のほうは、所信表明の3つ目に年配の方々に安心して暮らしていただくために、買物支援についても小さな拠点づくりの考えに基づき、互いに支え合い、そして共に助け合う地域づくりに向けて、具体的な策を講じていきたい、そう言われております。このことについては私も従前に一般質問したことがございますけれども、そのときの市の考え方は、買物弱者への対策の考え方は購入手段として移動販売、あるいは宅配サービス、交通手段としての移送サービス業者との連絡調整を行う中で、効率的、効果的なサービスの提供ができるよう努めると。ちょっとはつきりしない、そういった御答弁でありました。そして商店のない地域でビジネスチャンスを見出して経営に取り組んでみようという事業者があれば、行政として一定のサポートをすることもやぶさかではない。こういった答弁でございました。

今回市長は、街頭の演説でもそういったところを通じまして、商店のない地域にさらに一步踏み込んだ具体的な対策を講じる、そう言われておりました。具体的な地区、方法、あるいは時期につきまして、今考えておられる中で御答弁をいただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 長岡議員、御質問ありがとうございます。今御指摘のように、御高齢の方が安心してそれぞれの地域で生きていくために、この食生活、買物支援、また医療機関、通院ということに対しては移動手段が非常に重要です。現在、郡上市の公共交通網の適正整備により、いろいろな谷筋でもバスであるとか小さな車を走らせるということをしてしておりますが、それだけではやはり十分でないところもあります。私の地域でも家が8軒しかございません。移動販売車が来た折には大変皆さん好評でニコニコしながら買物にいらっしゃいます。そして、その時に次に欲しいものをリクエストしてまた来ていただくというようなことを行っており、そういった事業者に対しまして、私は積極的に応援をしたいと考えています。起業の面でも、また事業者の方から一番御要望があったのは、ガソリン代が高騰した折、その分を手伝ってもらえないか。当然ガソリン代が下がりましたらそれは元へ戻すことにはなりますが、そういった連動した援助が欲しいということをおっしゃいます。これはスーパーを1つ作るよりはずっと安価でございますので、これからの各地区でどれくらいそういった需要があるのか、またそれに応じてどの程度の事業者が必要であるのか。先ほどの答弁にもありましたように、若い世代でこういったことをしてくださる事業者があれば、これは積

極的に応援を私はしたいと思っております。

また、買物ができる施設がない場所を具体的にとおっしゃいましたので、今回私が郡上の市内を回らせてもらった中で、一番その要望があったのは美並地区であります。美並の方は声をそろえてスーパーということを熱望しておられたことはしっかり記憶しております。

では、そのスーパーをどうしていくか。これは郡上市が単独で運営するものではございませんので、やはりどちらかの企業にそういうスーパーとして郡上へ来ていただくことが必要です。先ほど長岡議員のお話の中では、前市長の答弁は今一つ踏み込んだものがないという、そういうお話になっておったと思います。

郡上市の公共施設につきまして適正配置計画がございます。そういったものを計画に基づいて適正に配置する中、つまり公共の行政財産であるものを場合によっては取り壊しをすることにより、新しい土地が生まれる可能性があります。そういう場合に誘致できる可能性のある企業があれば、私は回っていきたいと思います。ただし、先方が受けられるかどうか、それはその地域での需要、そして将来的な運営の見込みというものがありますので、行政のほうだけで全て仕切ってということも不可能でございますが、私が出向いていろいろ打診をしてくる、これもトップセールスの一つだと思いますが、そういったことが可能かどうかという点につきましては、一步踏み込んで私がやってみたいと思っておりますことの一つです。美並地区の皆さんもそれを熱望しておられましたので、そういう市として、また市長としての行動も必要ではないか。

ただし、地元の方がスーパーを誘致したときに御協力いただかないと、それを堅持していくことが不可能でありますので、誘致した方がいいが八幡、美濃、関方面へというようなことでは困りますので、そのあたりも十分地元での調整をしていただくのは、これは各議員の皆さんのお仕事だと思います。

そういう中で行政と地元、そして議員の皆さんとが手を携えて、新しい方向性が決められないかということを模索するのがこれからの一つの動きだと思います。いつ実施するということはすぐには申せませんが、基本的には市の公共物の適正配置、これに基づいて、あまり遅くならないように試みてみることは必要だと考えます。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 非常に前向きな御答弁いただき、ありがとうございます。ただ、やっぱり地域の方の御協力が必要だということが前提でございますので、私はまだまだ地域の方の意見が十分反映されておるとは思っておりませんので、今スーパーの話に出ましたけれども、それが全体での意見にはまだ至っておらんというふうに私個人としては思っております。

私は特に、先ほども各事業者、移動販売等の事業者へのそういった助成とか連携とか、さっきもガソリン代というようなことを言われましたけれども、そういった面も必要かなと思っておりますけれども、私が小さい頃はやっぱり私の家の近所にもお店が何軒もありました。ただしそんな大きい店じゃなくて、本当に近所のおばさんが毎日、当時は国鉄に乗って、美濃市まで背中に大きなカゴをおんで仕入れて、また電車で帰ってきて店で並べると、そういったお店が何軒もありました。僕は今そういうことができるんじゃないかと。国鉄はないですけど長鉄はあるし、仕入れを、行く人はいないんで、その辺をうまく先方の業者さんとかお店とか連携をして、そういうことができないかというふうに思うこともあります、一つとして。

それは今、医療の部門で、岐阜北西部ということで、この白鳥病院が※白川町あるいは高山、そういったところと連携してるんです、医療で。なんで商売のほうで連携ができないんでしょうかっていうことを一つ思うんです。医療は他の市と連携をしてやってるのに、例えば美並であれば関とか美濃市とか美濃加茂とか沿線の市がたくさんあるわけなんです。そういうところに、商売とか商業として連携がなんでできないかという、医療はできてほかはできないかという、その考えに基づくともうちょっと簡単にできるような気がしなくもないです。

先ほどスーパーという話が出ましたが、これは確かにまた中途半端な店の大きさですと、品物の数が少ないとか多いとかって話になりまして、なかなかそこへ定着するかっていうのは難しい、そんな気もしております。15分、20分で隣の市へ行けますので、美並にある程度作ったとしてもそこへ定着するというのはなかなか難しいですが、あれば皆さん本当に喜ばれると、そんな思いはしております。非常に難しい、作るにしても作らなくにしても非常に難しい問題であるというふうに私は捉えております。

いろんな課題ありますけども、特に今美並の話が出ましたので、この郡上の南の一番玄関口と言いますが、郡上から見たら一番端っこということになるわけです。この一番端っこであるがためにいろんな不利なことが、この郡上の政策の中で不利なことがたくさんあります。福祉に関しても医療に関しても、いろんなことが郡上市内の事業者でないとダメであるとか、市外であつたらそこが紙おむつ1つにしても市外であつたら契約してある事業者でないとダメだとか、いろんなことがあって、いろんな商品券とかもらえても、それを消費するためには八幡なり白鳥まで行かないと店がない。わざわざ病院は美濃市、関へ行くのに、30分かけて八幡へわざわざそのために行く人は非常に少ないと思います。病院の帰りとか、何かのついでにそういったものを買えるとか。あと医療の関係でもそうです。使える病院は少ないです。市内はたくさんあるけど。そういういろんな不利なことがあります。

私から言わせれば、言わばひとつのなんか、ちょっと郡上市の鎖国的な考え、そういった部分も感じるわけなんです。どうかその辺も含めて対処していただくと非常にありがたいなというふうに

思っております。

それでは、3つ目の小中学校の規模適正化、統廃合の取組についてということでございますが、これは先ほどの質問の中で多少お答えが出てきておりましたけれども、これも以前私が質問しておりますけれども、今までのこの市のほうの発言の中では、一般質問に対する答弁の中では、教育委員会としての答弁は、市長部局と協議して方向性をまとめ見直す必要があれば計画を見直す。私は見直す必要があるから質問をしたわけでありまして。だから当然見直していただきたいと思って、先ほど見直すというふうな形で言われておりましたので、非常にありがたいことだと思っておりますけれども。

今、総合教育会議というのがございますので、以前よりはこの市長の立場として教育委員会のほうにものを言える立場になってきたのではないかと思っておりますけれども、こうした各学校のどの適正規模に向けてのスケジュール、市のほうではもう労働マップも作成しておるわけなんですけれども、地域においては統合等に向けて、協議すら始まっていないところも多くあります。この少子化のスピードは予想よりもはるかに早いわけでありまして、私たちの地域ではいつから複式になるのだろうか。美濃市のように学校が選択できるようになるのだろうか。不安の声が多く上がっております。先般の関市の教育委員会では、新聞報道では、関市の教育委員会が今の小中学校の規模や通学区域などを全市で見直す市学校規模適正化計画案の説明のために、各自治会を巡回、回られて説明会を今開いておるところでございます。郡上市にもこうした計画があるわけなんです、私は今までにそういったことを地域の方に説明をされているのかどうかということとはちょっと知り得ませんけれども、市長が新しくなられたということで、先ほど言われた計画の見直しとか地域での協議、そうしたことをどういった手法で取られるのか、どのように協議に入っていくのか、もしそういった方法が分かれば教えていただきたい。

以上でございます。質問でございますがよろしくお願いいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

山川市長。

○市長（山川弘保） 学校の問題、先ほどお話ししましたように、教育改革という意味では、行政改革の真ん中にするものと考えています。まずこの前提になるのが、平成30年に学校体制の検討委員会でいろいろ議論をされました。学校規模の適正化ということがあります。これは1学級あたりの児童数が20から30名、1学年で複数学級、複式学級の解消を図る。また、小学校は旧町村区域に1校は残す。中学校は将来的に市内に2、3校というこの原則がございます。まずこの原則は堅持していかなければならないと思っています。その上で、統合に際しまして、子どもたちの教育の効果、これを検証する必要がありますので、大和など今合併をした地区の今後の教育に与える影響、効果、これはしっかり見定めていきたいと思っています。

また学校だけでなく、先ほどもお話ししましたように、これは地域へも波及することですので、いろいろな団体、地域の皆様とのお話合いが不可欠でございます。

今、数字として、令和6年度の小学校1年生、271人ですけれども、これから先、考えたときに、昨年生まれた子どもは171人で、今後6年で100名減少いたします。そういう中で各学校での減少率を見てみますと、1番が美並の吉田小学校29.3%、2番目、八幡の相生小学校45.5%、3番が明宝小学校で46.7%です。

先ほど学校体制検討委員会でお示ししたもののからいえば、美並の吉田小学校は当然上位として計画を立てて、子どもたちの教育環境をより良いものにする必要があるということは言うまでもありません。これまで市が作ってきた既存の計画の中で、10年以内にやるもの、10年を超えてからやるもの、いろいろなものがございましたが、そういったものは見直す必要があると私は考えています。それにはこれまで行ってきたような検討委員会を立ち上げ、これもスピード感を持って、子どもの減少は待ってくれませんので進める必要があると思います。複式学級は今年4月に開校した大和の小学校の統合により、昨年に比べ2校減少しており、現在は4つの小学校というくらいになっております。

そしてもう1つが学校の経年劣化でございます。大規模改修を行っていない学校教育施設において、つまり校舎においては、美並地区の三城小学校が今年度に53年を経ます。またその次は吉田小学校で52年と最も古い学校となっており、私が2か月前、市長を就任いたしましたとき、それまで聞いていた三城小学校の玄関に雨漏りがある。雨漏りをする学校へ新1年生をあなたは入れるのかと言われました。そういったことも勘案し、まず老朽化した校舎の順番でいっても、美並は上位に上がってくる地域だと考えております。

そして何よりも地元の保護者、地域の住民の理解、この2つなくして統合はできません。地域と行政が協力し合うことが必要であり、各地区の地域協議会、PTA、地元説明等で、合意が得られたところからやっていくということも必要であります。ですから、各地区、選出の議員の皆様におかれましては、そういった校舎の経年による劣化で、そして子どもの減る減少率とともに、地元をしっかりとめるかどうかということが、計画の着手の順番になってくると思います。現在、美並地域では大変いろいろな取組が行われていると聞いておりますので、こういったことを教育委員会と十分相談をし、スピード感を持って、この順位の方法等を考えていきたいと思っております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（森藤文男） 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） 本当に前向きな御答弁いただきまして、誠にありがたく思っております。本当にありがとうございます。市長のほうは以前、課題対策の成功例はいたるところにたくさんある

と言われておりました。どうかそういった成功例を参考にさせていただいて、どんどん取り組んでいただきたいなと思っております。そして、いずれにしても市民のコンセンサスを得ながらやっていただければありがたいなと思っております。

それから、非常におせっかいなことかもしれませんが、スピード感を重視するあまり、職員の皆さんが過労となるようなことだけは決していないようお願いをしながら、私の一般質問を終わらせていただきます。本当にありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、長岡文男議員の質問を終了します。

ここで暫時休憩をいたします。再開は14時40分を予定しています。よろしくお願いします。

（午後 2時31分）

○議長（森藤文男） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 2時40分）

◎発言の訂正

○議長（森藤文男） ここで、長岡文男議員から、先ほどの一般質問における発言について訂正を求められていますので、発言を許可します。

11番 長岡文男議員。

○11番（長岡文男） はい、11番 長岡でございます。先ほどの私の一般質問の中で、県北西部の関係で、白川村というべきところを白川町と申し上げましたので、訂正をしてお断りいたします。どうも、すいませんでした。

◇ 田代まさよ 議員

○議長（森藤文男） それでは、12番 田代まさよ議員の質問を許可します。

12番 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 12番 田代まさよです。議長より発言のお許しをいただきましたので、失礼いたします。

毎日暑い日が続いております。本日はちょっと過ごしやすいようですが、そのために作物などにも品質などに影響が出ているようです。また、夏の甲子園にも試合運営に変更が行われるなど、異常気象の影響と考えられます。この夏を安全かつ効果的に対応して乗り切っていきたいと思っております。本日最後の質問となりましたが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今回の質問は、大項目で3つお願いいたします。

1つ目は、人手不足対策について。

2つ目は、お笑いの力で地域活性化について。

3つ目は、森林環境税についてです。

初めに、人手不足対策についてお願いします。ここでは、小項目2つをお尋ねいたします。

日本の人手不足は年々深刻化しています。市内の中小企業はもとより、介護士、保育士など市民生活に直結した福祉分野、教師などの教育分野、医療分野などにおける医師、介護士など、さらに2024年問題である輸送業のドライバーなどを含め、多くの分野に及んでいると思います。人手不足の大きな原因は、少子高齢化と言われています。深刻なのは、生産年齢人口に該当する15歳から64歳の人口減です。内閣府によりますと、2020年時点で生産年齢人口は7,406万人ですが、2065年には4割近く減り、4,529万人となる見通しとなっています。この予想を見るだけでも、人手不足の対策に早く対応していくことが必要と考えられます。

人手不足の対応として、賃金や福利厚生などの労働条件の改善、女性やシニア層の活躍を推進できる環境にする、ITテクノロジーを用いて生産性を高める、また、外国人を雇用するなど、いろいろなことが考えられています。

建設業のある方は、自ら中学校に行かれ、建設業の種類やどんな仕事をされるのか、どんな技術がいるのか、といったことを紹介されているとお聞きしました。今、建設会社で働いてみえる方々は、10年もすると定年などで辞められて不在になったとき、若い世代にいろいろな技術が教えることができなくなることに大変危惧されています。少しでも若い世代の方に理解していただき、建設業の世界に入っていただこうとされています。

これは建設業だけでなく、ほとんどの全ての職業に言えることではないでしょうか。

先ほど、3番議員でも少し似たようなお話があったかもしれませんが、白鳥中学校では、中学校を卒業され、現在職業を持ち、いろいろな方面で活躍されている方をお呼びして、生徒たちに経験談などを話していただくという活動をされています。たくさんの職業があることが知ることができ、身近な人が話してくださると、とても大切な経験だと思います。子ども達に夢を与えてくれると思います。

しかしながら、現状では、市の職員においても、求人されてもなかなか雇用できないのが現状ではないでしょうか。企業の多くは、25年度の採用活用を早めるということも言われています。そして、教員試験も人材確保のために早期化する民間採用に対応する動きが広まっているようです。

今年度の市の職員の人数などの状況や、教職員の確保の状況はどのようなものでしょうか。市ではこの状況をどのように把握され、対策はどのようにされてみえるのでしょうか。

また、人手不足は、郡上市だけに限ったものではなく、日本全国で起きている問題です。そして、市の職員だけでなく、市内の多くの事業者さんの中で人手不足は言われています。いち早く手を打

つ必要があると思います。女性の雇用や外国人の雇用、高齢者の雇用など、何か対策をお考えなのか伺います。そして、この先を見据えた人手の確保などは、どのようにお考えでしょうか。担当部長にお伺いをいたします。

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、私のほうからは市の職員の状況についてお答えをさせていただきます。

令和6年4月1日付採用の市職員は、医師を除く全職種の合計で28人でございました。その内訳は、一般行政職が10人、消防職が4人、看護師、保健師など専門職が14人となっております。昨年度の当初の採用の計画では、全体で43人を予定しておりましたので、大変厳しい状況となっております。不足分に対しましては、再任用短時間勤務職員や、会計年度任用職員の任用により対応をしているところでございます。

市では、これまで採用試験の実施時期の前倒しや試験回数の拡大、これは一般行政職で2回であったものを3回に増やしたりとか、また募集年齢の見直しということで、同じく一般行政職ですが、年齢の上限を39歳から44歳へと変更するというようなことを行ってまいりました。併せて、専門職を要請する大学や市内高校等への訪問、こういったことも行ってきましたが、実態として、先ほど申し上げたとおり、年々職員の確保が厳しくなっている状況でございます。

このため、人事課では昨年度、試験の在り方について検討を行って、今年度から試験方法の一部を見直しを行っております。

その内容について、まず1点目です。従来、一般行政職は7月に第1回試験を、9月に第2回の試験を、いずれも岐阜県町村会が行う統一試験を活用して実施をしてまいりました。今年度からは、郡上市独自で試験を行うこととし、6月30日に第1回試験を行う予定でございます。また、消防職、保育士、幼稚園教員についても、昨年までは9月に実施しておりましたが、こちらも前倒しをして、消防職については6月30日、保育士、幼稚園教員については7月20日に行う予定としております。どの職種も、2回目以降の試験については、1回目の試験結果を見ながら、必要に応じて早めの実施に努めてまいりたいと考えております。独自試験に変更することで、これまで、可児市で行ってきた試験を、郡上市内で行うことが可能となります。市内在住の受験者の増加も期待できるものと期待しております。

2点目は、試験内容についてです。社会人経験者の受験割合が増加していることなどを踏まえまして、一般行政職、消防職、保育士、幼稚園教員などの職種で行ってきた教養試験を、今年度から特別な準備や勉強が不要な職務能力試験に変更をいたしました。より受験しやすくなったものと考えております。

そして3点目です。インターネットによる申し込みの対象を全ての試験に拡大をし、より応募しやすい環境を作っております。ただいま申し上げましたこれらの見直しは、市内高校生にとっても受験しやすい身近な試験になるのではないかと考えております。若い人たちが郡上で働き、郡上で暮らし続けることにもつながるのではないかと期待しているところでございます。

○議長（森藤文男） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 私のほうからは、教職員の状況についてお答えします。

今年度の4月当初、郡上市内の小中学校の教職員数は、各学校ごとに定められた定数を満たしております。正規の教職員の数と臨時的任用の教職員の数の割合では、正規の教職員数は326人で、フルタイムで勤務する教職員全体の85%、講師など臨時的に任用している教職員は48人で15%となっております。今後、課題と考えられますのは、年度途中に産休、育休、病休などで長期休業を取得する教職員が出たとき、常勤講師が見つからず、教員の補充ができない可能性が高いことです。これは常勤講師として勤務できる人材が減っているためで、補充できないとその分学校の負担が増えることになります。

人材確保に向けた方策として、郡上市教育委員会では、大学と連携して教育実習の場を積極的に提供しております。大学からは、郡上市出身の学生が他市と比べて教育実習の希望者が多いとの声があります。また、一昨年度から、県の事業ではありますが、ミニ教育実習が始まり、郡上高校生や郡上北高校生が市内の小中学校で教職員の働く姿を見たり、子どもたちと触れ合う機会を設けております。

さらに、同じく県の事業ではございますが、教員採用試験合格者に対し、一定期間勤務することを条件に、奨学金返還の一部を補助する奨学金返還補助制度も設けられております。今後、さらに周知を図り、将来教員を目指す学生を一人でも増やしてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（森藤文男） 粥川商工観光部長。

○商工観光部長（粥川 徹） 失礼します。それでは、商工観光部のほうからは、市内における雇用対策についてお答えします。

議員の言われるとおり、郡上市においても、少子高齢化等の影響によりまして、市内事業者の方々にとって人材の確保は大きな課題となっております。生産年齢人口の減少は全国的な課題となっております。4月の有効求人倍率は、郡上市では国と同水準の1.26となっております。また、昨年度、雇用対策協議会会員企業に対して行いました、現在の雇用の過不足状況についてのアンケートにおきましても、約7割の事業者の方々において、人材は不足しているというような回答をいただいております。すでに多くの企業、事業者の方々において、人材不足や将来の人材の確保が必要という形のデータが出ております。

こうした中にありまして、郡上市商工会やハローワーク事業者等と、郡上市が組織しております、郡上市雇用対策協議会におきましては、学生のうちに情報を提供しまして、加えまして、将来の市内就職につなげていくために、市内3つの高校に対しまして、市内にどのような業種や企業があるのかといったことを紹介します企業ガイダンス、就職希望者に対する就職支援と、市内への就職を働きかける郡上未来塾、その他にも、郡上市合同企業説明会や、大学と市内企業との情報交換会、インターンシップの受入れといった各種事業を展開しております。また、雇用の確保や創出に向けましては、企業側においても、成長のための設備投資、AIやITテクノロジーの導入、働きやすい職場環境の整備など、人材不足に対応するような事業者自身が行う対策も必要と考えております。

市としましては、そのような企業側の努力を促すとともに、雇用対策協議会を中心としまして、企業の待遇、福利厚生が充実することで、若者や女性が活躍できる、働きやすい環境をつくる、いわゆるホワイト企業といったものを目指すための研修会とか情報提供などを行いまして、企業価値や魅力のある働く場所の確保、雇用創出の環境整備について支援をしているところであります。

加えまして、後継者不足を理由とします、休廃業に至ることも課題と考えております。事業者の休廃業によりまして、雇用の創出はもちろん、従業員やその技術力、事業のノウハウも失われていくこととなります。伝統ある地場産業や、郡上市の資源を生かした産業など、できる限り次世代へつないでいくためには、事業承継支援についても、雇用の創出確保に必要であるということで、こちらの分野についても取り組んでまいりたいと考えております。

今後につきましては、商工会や郡上市事業承継支援センター等、また連携を取らせていただきながら、就業支援、企業の職場環境の整備、事業承継といった各種の事業を推進しまして、それぞれの課題解決に努めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いします。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 御丁寧な御答弁ありがとうございます。いずれにいたしましても、新しい市長さんのスピーディーに対応するというところに期待を申し上げ、行政のことにおいても、また教育のことにおいても、郡上市の企業様のいろんな関係におきましても、消滅可能な郡上市にならないようにスピーディーな対応をお願いしたいと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

大項目2つ目の質問です。ここでは、小項目1つでお2人の方の答弁をお願いいたします。

大手芸能事務所が行っている、お笑いの力で地域活性化についてお聞きをいたします。

大手芸能事務所では、笑いやエンタメを生かした、住みます芸人の活用で地域を元気にできないかということで、2011年4月から住みますプロジェクトが始められました。その要因は、東京への一極集中で若者が地方から大都市へ集まり、地方の活力が低下しているのではないかとということ

考えられました。大手芸能事務所には所属している約6,000人の芸人がみえます。6,000人の中で5,500人はほとんどが売れていない芸人だそうです。しかも、芸人の多くは全国から集まってきている。そして、人を楽しませたり、笑顔にできる能力が高い。そこで、全国から集まっている芸人が、地元に戻って仕事が増やせないか。つまり、地域を盛り上げたい芸人が地域に戻って活動することで、地域の活性化につながるのではないかとということで、住みますプロジェクトが始まったそうです。2011年1月に47都道府県の住みます芸人オーディションが始まり、地域を盛り上げたい思いを持つ約500組の芸人から各県に1組ずつ選抜されました。2011年4月に47都道府県あなたの街に住みます芸人が決定し、大手芸能事務所の芸人が47都道府県へ移住することになりました。また、47都道府県の地元採用で、約5,000名の応募の中から、エリア担当社員を各県などに1名ずつ採用されました。岐阜県の住みます芸人は、一宮市出身の森貴史氏とおっしゃる方です。森氏は、山県市地域おこし協力隊をされているようです。住みます芸人とエリア担当社員が、地域の人々と力を合わせて、地域を元気にする様々な活動に取り組み、笑いによる心のインフラを目指し、全国各地で新しい地域共生型のコミュニティを創造したいと考えられています。

大手芸能事務所では、地方創生の6つのテーマがあります。

1つ、観光振興。笑いを生かした観光コンテンツ開発、タレント発信による観光プロモーション、各地域を舞台とした映画・CM制作。

2つ、移住・定住促進。自治体プロモーション支援、移住促進計画。

3つ、地域コミュニティ活性化。街づくり、市民参加型プロジェクト、商店街振興企画、高齢者のQOL向上プログラム実施。

4、文化振興、教育。参加型の文化コンテンツ制作、教育プログラム制作。

5、地域の物産開発。魅力ある地域物産を開発、商品プロデュースやPR支援。

6、被災地復興支援。現地での復興支援企画、安心安全を情報発信。などを行ってみえ、2024年3月現在では、全国住みます芸人147名が47都道府県で活躍されているとのことです。2022年3月21日には、BS局が開局され、住みます芸人を通じて全国に放送されるということです。住みます芸人の例として、観光振興では、犬山市においては、お笑い人力車で観光客が5年で14万人増えたということです。テレビでも放映していましたが、インバウンドの間でも、犬山市が行ってみたい場所でも全国1位となっているほどです。移住、定住促進としては、婚活事業プロデュースを展開し、企業から運営まで芸人が準備して、当日も恋のキューピット役としてイベントを盛り上げてくれるのです。成約率が上がるようです。

地域のコミュニティの活性化として、高齢者支援プログラムがあり、芸人がレクリエーション介護の資格を取得し、高齢者向けの認知予防講座やレクリエーションを提供します。笑いによる健康増進とともに、介護現場の活性化も図れるようです。大手芸能事務所では、この事務所の芸人をお

願いますと、イベントなどがめっちゃくちゃになるのではないかと心配される方もあるようですが、決してそのようなことはなく、真面目に取り組んでいて、コミュニティ能力が長けている芸人たちであり、地域振興のために一生懸命働いてくれますと言ってみえました。

地元を元気にしていただくために、是非とも郡上市にも取り入れていただき、観光振興や移住定住、地域コミュニティ活性化などに活用はしていただけないでしょうか。担当部長にお尋ねをいたします。

また、私もお笑いは大好きです。笑いで笑顔になれば、心や体にも良い影響を与えてくれる笑いは、とても大きな力があると思います。笑いには呼吸が活発になり、酸素の消費量も増え、内臓の体操状態を作ってくれるそうです。笑顔になると、笑うことはリラックスした状態を心にもたらし、自律神経を安定させます。自律神経が安定すると血行が良くなり、緊張でこわばっていた筋肉がほぐれ、内臓にも良い影響を与えてくれます。とても笑う気分になれないときでも、作り笑いをすることで同じような効果はあるようです。

市民の方々が笑顔になることで気持ちが和らぎ、そして健康に良いということになれば、健康寿命も伸びるかもしれません。市民を元気にしていただくために、ぜひとも郡上市にも住みます芸人を取り入れていただき、郡上市にもお笑いを増やしていただきたいと思います。少し前まで医師で活躍されてみえました、市長にもお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） ただいまは、住みます芸人、またあなたの街に住みますプロジェクトについて、議員から詳しく御紹介がございましたが、地域に密着した芸能活動によって、その地域の活性化に貢献しようとして行われていると認識をしております。住みます芸人については、御自身の出身地へ派遣される場合もありますし、また受け入れを希望する自治体へ派遣される場合もあるようでございます。そして自治体側の受け入れの手法の一つに、地域おこし協力隊と、この制度を活用するというのもあると聞いておりまして、この山県市の事例も、この地域おこし協力隊を活用され、そしてこの協力隊として任命された住みます芸人が、ユーモアやセンスを生かした動画、SNSによる情報発信を行っていらっしゃるということと聞いております。

芸人としての知名度や発信力、また大手芸能事務所のネームバリューというのは大きな魅力であるというふうに考えます。受け入れている自治体等は、これを最大限活用し、イメージアップや来訪の促進を目的として、自治体のPRや地域の活性化など地域づくりの手法の一つとして活用をされているようでございます。現在、郡上市では、関係人口の創出や交流人口の拡大に向けて、様々な方面に向けて地域が持つ資源のPR、売り込みを行っております。また、市内に向けても、地域の活性化のために各種事業を展開しております。今回御提案をいただきました住みます芸人も、市

内外に向けたPRや関係人口の創出のほか、地域の元気づくりに関連するところも多分にあるか
と思いますので、今後、地域の魅力発信等の選択肢の一つとして、費用面も考慮しながら検討して
いきたいというふうに考えております。

○議長（森藤文男） 山川市長。

○市長（山川弘保） お笑い芸人の活用、どうもありがとうございます。私も笑いということにつ
きましては、先ほど、自律神経のお話をさせていただきましたので、免疫が活性化されていろいろな病
気にかかりにくい、血圧が下がるであるとか、高血糖が改善される等々の医療面としてもいいもの
があると思いますし、何よりも心が豊かになる、そういった社会の現実が実現できると思っていま
す。そういう中で、今回活用方法につきましては、すぐ即答することができませんが、市長公室長
の答弁のとおりでございます。

現在、郡上市民病院でも森清医師がこういったお笑いを利用しましたお笑い講座というような、
皆様の前でワッハッハッハを続けるんですけども、そういったこともしておりますので、また市
民病院も覗いてみてください。こういう笑顔、これを利用した地域づくりというのは、やはり先ほ
ど申しましたように、大変心が豊かになる。怖い顔をしているよりいつもにこやかな顔をして過ご
せる、そういった郡上市づくりにこれからも邁進してまいりたいと思いますので、どうも御提案あ
りがとうございました。

（12番議員挙手）

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） ぜひとも、笑いで本当に市内が盛り上がって行って、そして元気になり、
そして情報発信がというような仕組みをつくっていただき、住みます芸人も大いに活用していただ
ければと思いますので、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは3つ目の質問です。森林環境税についてお尋ねをいたします。

ここでは、小項目1つをお尋ねいたします。

森林環境税とは、2024年、今年令和6年度から国内に住所のある個人に対して課税される国税で
す。市町村において、個人住民税均等割と合わせて1人年額1,000円が徴収されます。その税収の
金額が国によって森林環境譲与税として都道府県市町村へ譲与されるという仕組みです。課税に先
行して2019年度から開始されて、国から譲与されています。この税金の目標としては、気候変動抑
制の国際的な協定、パリ協定で定めた目標を達成するための地方財源の確保、近年、被害が拡大し
ている山林災害を防ぐ森林整備のための財源確保のようです。いずれの目標においても、森林保護
や森林整備が主な使い道になるようです。森林環境譲与税は、市町村においては、間伐や人材育成、
担い手の確保、木材の利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用に充てること
となっています。あまり大きな括りなので、どのようにされているのか、よくは分かりません。森

林がないところにも人口基準があるため、都市部に多く配分されているようですが、有効に活用されていない自治体もあるようです。国民の方々からいただく大切な税金です。郡上市では、配分されている森林環境譲与税は有効に使用されているのでしょうか。森林環境譲与税の使途や繰り越す際の目的などは、どのように公表されているのでしょうか。使途などを分かりやすく説明をしていただきたいと思います。担当部長にお尋ねをいたします。

○議長（森藤文男） 答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

ただいま、議員さんのほうから森林環境譲与税の使用目的を御紹介いただきましたけども、再度、私から御紹介をしたいと思いますけども、森林環境譲与税については、林野庁また総務省から使途が示されているということで、今御紹介あったように、森林整備、人材育成、木材利用、また普及啓発というようなことに使ってくださいということで示されておるというものでございます。それで、郡上市のほうでは、こうした目的によってどのように使われているかということですけども、まず、森林整備に関することですけども、まず、所有者が森林の管理ができないというような森林を、市が10年間お預かりをしまして、森林整備を行っていきます森林経営管理制度というものがありますが、森林管理事業、こちらのほうを行っておりますし、また、谷筋などで、倒木があつて木が倒れ込んで、大雨などの時に洪水等を引き起こす心配があるというところについて、そうした風倒木を除去するという風倒木等林内処理事業というような事業。また、ちょっと先ほども御紹介しましたが、集落付近等の危険と思われるような森林を整備する生活保全林の整備事業。そうした事業にお金を使わせていただいているということでございますし、人材育成、また、担い手の確保というような事業については、林業に関われる方の技術研修でありますとか、また、資格取得の支援を行います林業技術者の育成確保事業でありますとか、また、市外からの林業従事者を呼び込むための林業就業移住支援事業、また、林業に関わります安全装備品の購入などに支援を行います林業労働安全衛生対策支援事業というような事業も行っております。

それと木材の利用の促進、また普及啓発に関する事業におきましては、新生児の方に対して市内の木工業者が作られました木のおもちゃをプレゼントするというような活動でありますとか、また、市内の小中学生が木を使って下駄作りを行う体験、また山などでの自然学習などを行います木育推進支援事業というような事業でありますとか、公共建物の木造木質化の事業などに森林環境譲与税を使用しているというものでございます。

それで令和5年度の森林環境譲与税の使途についての当初予算額が2億8,587万2,000円ということになっております。この3月の決算見込みでございますが、2億5,073万6,000円ということで、その活用率は88%ということになっております。それで未執行となった森林環境譲与税ですけれど

も、経理区分を明確にするために、一時的に森林整備等に使用する目的の基金へ積み立てを行いまして、新年度の森林整備等の事業に繰り入れをするなど、森林環境譲与税の適正な執行と有効活用に努めておるところでございます。森林環境譲与税の使途については、法令に基づきまして、国・県また市のホームページで公表しております。令和5年度のものにつきましては、議会の承認を得て公表するということで、林野庁等から指導が来ておりますので、また9月議会後に公表させていただくということでございますので、よろしくお願いいたします。以上でございます。

(12番議員挙手)

○議長（森藤文男） 田代まさよ議員。

○12番（田代まさよ） 御答弁ありがとうございます。森林環境譲与税、本当に郡上市は90%が森林で覆われているというような状態です。この目的税は、この森林のために活用していただきたいことですし、また最初の話に戻りますが、森林関係の方の、本当に人手もなかなか多いとは言えないと思いますので、そういった方々を育てていくためにも、大いに活用していただきたいと思います。

そして、この山がほとんど杉の木で覆われているのですが、本来の山と言っているのか分かりませんが、広葉樹がいっぱいになる山も必要かと思います。特に郡上市は長良川の上流でございますので、そういった山が、針葉樹じゃなく広葉樹であふれ、豊かな土壌になって水が流れていくということが、将来の郡上にとってすごく良いことではないかと思いますので、そういった広葉樹も広めていただきたいと思いますので、その辺もどうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上で私の質問を終わります。

少し時間を残しましたが、一番最後で、最後まで行ってしまって申し訳ありませんが、御丁寧な答弁をありがとうございました。

○議長（森藤文男） 以上で、田代まさよ議員の質問を終了します。

◎散会の宣告

○議長（森藤文男） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

(午後 3時18分)

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 森 藤 文 男

郡上市議会議員 山 田 智 志

郡上市議会議員 長 岡 文 男